



Colors, Future!

いろいろって、未来。

川崎市

川崎市卸売市場経営プラン

改訂版

令和元年（2019）年6月

川崎市

目次

I	川崎市卸売市場経営プランの改訂にあたって.....	1
1	川崎市卸売市場経営プラン（平成 27（2015）年度策定）について.....	1
	（1）目的.....	1
	（2）目標年次.....	1
	（3）位置づけ.....	1
2	改正卸売市場法の内容.....	3
3	川崎市卸売市場経営プラン改訂の趣旨.....	5
II	卸売市場を取り巻く環境の変化.....	6
1	社会の動向.....	6
	（1）人口減少と高齢化の進展.....	6
2	流通の動向.....	7
	（1）取引ルール・市場運営の自由度向上.....	7
	（2）市場経由率の低下.....	8
	（3）食料品流通の広域化.....	9
3	消費者の動向.....	10
	（1）1人当たりの生鮮食料品消費量の伸び悩み.....	10
	（2）食の外部化率の増加.....	11
	（3）加工食材や安全安心への要請の高まり.....	12
4	小売業の動向.....	13
	（1）専門小売店数と販売額の減少.....	13
	（2）スーパー・コンビニエンスストア・ドラッグストアの動向.....	15
5	その他の動向.....	16
	（1）食の安全・消費者の信頼確保.....	16
	（2）市場運営における環境負荷の低減.....	16
	（3）災害等の緊急時における対応機能の強化.....	16
	（4）公共施設としての地域への貢献.....	17
III	川崎市卸売市場の現状と課題.....	18
1	取扱金額の推移.....	18
	（1）川崎市卸売市場全体の取扱金額.....	18
	（2）青果部.....	19
	（3）水産物部.....	20

(4) 花き部.....	21
2 場内事業者の状況分析.....	22
(1) 卸売業者の経営状況.....	22
(2) 低温管理・加工・パッケージングニーズへの対応.....	22
(3) 仲卸業者・関連事業者数の推移.....	23
(4) 仲卸業者経営者の高齢化と後継者不足.....	24
3 市場運営の状況分析.....	25
(1) 市場における使用料収入及び事業費支出の推移.....	25
(2) 川崎市卸売市場全体における歳入及び歳出の推移.....	27
4 競合市場との比較.....	28
(1) 卸売市場間規模格差の拡大と特定卸売市場への流通の集中（取扱金額の比較）	28
(2) 市場間競争や他チャネルとの競合.....	30
5 川崎市卸売市場の課題整理.....	32
(1) 川崎市卸売市場の課題.....	32
IV 川崎市卸売市場の基本方向.....	34
1 本市における卸売市場機能についての検討.....	34
(1) これまで整理した卸売市場の公共性・社会的役割・機能.....	34
(2) 卸売市場に求められる機能の変化.....	38
(3) 川崎市卸売市場の立地上の優位性.....	38
(4) 本市における卸売市場の必要性.....	40
2 川崎市卸売市場の将来像.....	41
(1) 川崎市卸売市場（北部・南部共通）の将来像.....	41
(2) 市場ごとのビジョン.....	42
3 川崎市卸売市場の運営体制.....	43
V 川崎市における卸売市場の施策の方向性と今後の取組.....	44
1 施策の方向性.....	44
2 基本目標.....	46
3 基本施策と取組内容.....	48
基本目標 1.....	48
基本目標 2.....	50
基本目標 3.....	55
基本目標 4.....	57
基本目標 5.....	59

基本目標 6	63
基本目標 7	66
VI 今後の推進に向けて	69
1 経営プランの推進体制	69
2 経営プランの進捗管理	69
3 計画的な施設整備の推進	69
4 経営プラン推進上の留意点	70
5 成果指標	70
VII 参考資料	71
1 卸売市場法の改正に伴う川崎市卸売市場経営プランの改訂について	71
2 川崎市卸売市場経営プラン改訂版とりまとめの経緯について	72
3 川崎市卸売市場経営プラン改訂版とりまとめに当たっての場内事業者ヒアリング意見（抜粋）	73

I 川崎市卸売市場経営プランの改訂にあたって

1 川崎市卸売市場経営プラン（平成 27（2015）年度策定）について

平成 27（2015）年度に策定した経営プラン（以下「現行プラン」という）の概要は以下のとおりである。

（1）目的

社会環境の変化に応じて将来的に機能を維持し、持続させるための方針及び方向性として、開設者と市場関係者が一体となって、卸売市場の位置づけ・役割、機能強化の方向、市場の設備、市場運営のあり方等を明確にするために策定したものである。

（2）目標年次

現行プランの目標年次は、平成 28（2016）年度から令和 7（2025）年までの概ね 10 年間であり、平成 28（2016）年度から令和 2（2020）年度までを第 1 期、令和 3（2021）年度から令和 7（2025）年度までを第 2 期とした。

（3）位置づけ

「川崎市総合計画」を具現化するための分野別計画と位置づけ、国の卸売市場整備基本方針及び神奈川県「第 10 次神奈川県卸売市場整備計画」に即し、関係法令や市の個別計画等と整合を図るものとした。

川崎市卸売市場経営プラン 概要版

I 策定の趣旨

市場を取り巻く環境が厳しさを増す中で、社会環境の変化に応じて将来的に機能を維持し、特長を伸ばすための方針及び方向性として、関係者と市場関係者が一体となって、卸売市場の位置づけ・役割・機能強化の方向性、導線の需要・供給予測を踏まえた市場の整備、コストを含めた市場運営のあり方を明確化する。2016(平成28)年、度から2025(平成37)年度までの概ね10年間の計画期間としたプランを策定する。

II 卸売市場を取り巻く環境の変化

- ・人口減少と高齢化の進展
- ・市場外流通の拡大(市場出荷率は、青果で6割程度、水産物で5割強)
- ・輸入の増大
- ・1人当たりの品目別消費量の減少
- ・一般小売店の減少と専門店の大規模化

III 川崎市卸売市場の現状と課題

<現状>

- 取引量の推移
 - 【2014(平成26)年】
 - ・青果は2013(平成25)年に増加に転じる。11万8千トン/280億円
 - ・水産は過去10年間に大きく減少を続けている。3万3千トン/292億円
 - ・花きは2010(平成22)年以降ほぼ横ばい。7万本京例/44億円
- 場内事業者の状況
 - ・青果卸売組合(2013(H25)年度)
 - ・南部市場青果卸売協会の設立(2014(H26)年度)
 - ・水産卸が横浜市場の卸売会社に吸収合併(2015(H27)年度)

<課題>

- ①多様化する消費者ニーズへの対応
 - 【北部市場】
 - ・流通の過程において一貫して低温・冷蔵・冷凍の状態を保持したまま流通させる仕組みの対応
 - ・荷捌き・駐車場問題への対応
 - 【南部市場】
 - ・北部市場の機能補完、南部産地の実需者に対する利便性の確保
- ②取扱量の減少
 - 卸売市場を取り巻く環境が厳しさが増す中、市場間競争も激化
- ③卸売市場の持つ社会的価値の確保
 - 「食の安全・安心」「食の安心」「食の安心」「食の安心」への対応
- ④施設の老朽化
 - 市場機能の維持に必要なインフラ、基幹施設等の更新

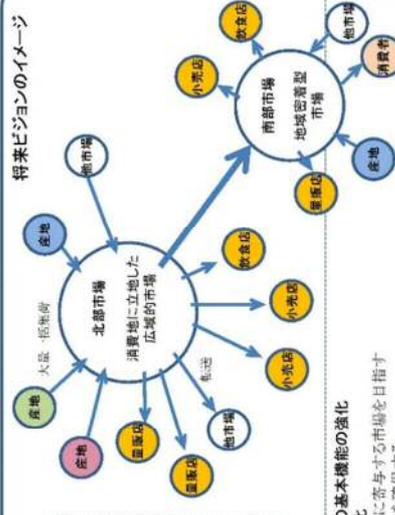
<強み>

- ①消費地に近接
 - 【北部市場】
 - ・東名高速インターから近く、交通の便に恵まれているという優位性
 - 【南部市場】
 - ・首都圏の中央卸売市場の中で西部に位置する立地特性
 - ・大消費地である川崎市の中心市街地に近接
 - ・羽田空港に近く、輸入品の流通にも対応可能
- ②顔・仲間のネットワークの結ぶ
 - 実需者からの急な注文や、小売店の注文にも対応
- ③特色ある施設設備
 - 【北部市場】
 - ・青果配送場、青果パッキング場、花き温室
 - 【南部市場】
 - ・温度管理された水産物卸売場

II 卸売市場の公共性と社会的役割・機能

- 卸売市場は高い公共性を持つ社会インフラ
 - ・生鮮食品等を円滑かつ安定的に供給するための基幹的な施設
 - ・多種・大量の物品の効率的・継続的な集約と分荷を通じ、生産者と消費者とを結ぶ
 - ・公正で透明性の高い価格形成機能
 - ・これらの諸機能を通じて社会に貢献していく必要がある。

V 川崎市卸売市場の基本方向



「消費地に立地した広域的市場」
 実需者や消費者との距離が近い消費地市場として、今後人口増加が見込まれる開設区域内を中心に生鮮食品を供給する役割を果たすとともに、広い敷地や交通網の良さを活かして、卸売市場が少ない広域への物流拠点機能も果たす市場を目指す。

「地域密着型市場」
 北部市場より川崎の中心市街地に近い立地特性を活かし、市民の食生活を支えるとともに、食や花等の文化の発信拠点としての「地域密着型市場」を目指す。

<販運の方向性と基本目標>

- (1)消費者のニーズに合った商品を安定的に供給するという卸売市場の基本機能の強化
 - ①流通の変化に対応した効率的な流通体制の構築
 - 【北部市場】
 - ・流通体制の変化に積極的に対応し、商流・物流の効率化に寄与する市場を目指す
 - 【南部市場】
 - ・北部市場と機能を分担し、南部産地の実需者への利便性を確保する
 - ・加工・パッキング・ジブ等の付加サービス強化することにより、出荷者、実需者をサポートし、競争力強化を支える市場を目指す
 - ・トレ・サビリティの確保
 - ②出荷者と実需者をつなぐコーディネート機能の強化
 - ・主要な各部門の取扱者ニーズを捉え出荷者に情報提供
 - ・産地の出荷動向や商品情報を実需者に情報提供し、出荷者と実需者をつなぐコーディネート機能を有する市場を目指す
- (2)市場に求められる社会的価値の確保
 - ③食の安全・安心と食文化に関する取組の強化
 - ・衛生検査所と連携し、食の安全・安心の確保に取り組む
 - ・消費者の理解を促す
 - ・食文化の継承・発展の拠点となる
 - ④環境と災害対策の強化
 - ・エネルギー消費や廃棄物排出等環境負荷の低減に向けて、節電型社会形成に資するエコ市場を目指す
 - ・災害時にも食料供給の物流拠点として役割を果たす
- (3)持続可能な経営の確保
 - ⑤持続可能な市場経営体制の確立
 - ・市場経営の効率化や民間活力の導入を含め、今後の状況変化にも対応できる市場経営体制の確立を目指す
 - ・経営状況や財政状況の可視化を図るため新地方公会計制度に基づき財務諸表を作成し、ホームページで公表する
 - ・市場機能を維持するため、受委託業務などのインフラや設備など基幹施設の更新や老朽化対策を行う

VI 今後の推進にあたって

- ・プラン全体の進捗管理体制 … 川崎市中央卸売市場開設運営協議会が執行
- ・重点施策の推進体制 … 趣旨ごとに検討体制を作って推進する
- ・計画的な施設整備の推進 … 整備手続や手法等を定めた整備計画を策定、整備手続は民間活力の導入も含めて検討する

2 改正卸売市場法の内容

平成 30 (2018) 年の卸売市場法の改正は、TPP に関連し、更なる農業の競争力強化に向けて全国農業協同組合連合会の改革や流通・加工の改革について、平成 28 (2016) 年 9 月より規制改推進会議の農業ワーキンググループで議論されたことが契機となっている。その中で生産者に有利な流通加工構造の確立に向けて、卸売市場制度の抜本的改正に向けた検討が行われ、大幅な規制緩和を内容とする改正卸売市場法が成立した。

改正卸売市場法では、卸売市場が果たしてきた役割は重要であり、今後も食品流通の核として堅持することを明確に示すとともに、生産者所得の向上と消費者ニーズへの的確な対応を図るため、食品流通の合理化を促進することを主な趣旨としている。言い換えれば、多様化する食品流通経路の中であって、卸売市場だけに課されている諸規制が存在し、その規制が卸売市場流通の効率向上を妨げているので、その規制を緩和し、市場外流通と同様の自由な競争環境を整備することで卸売市場流通の合理化を促そうというものである。

こうした考えの下、①開設者の民間事業者への開放、②開設区域の廃止、③取引ルールの緩和、④卸売市場の開設についての認可制から認定制への移行など、従前の規制が大幅に緩和されることとなった。①開設者の民間事業者への開放は、行政が卸売市場運営に関与する意味を、②開設区域の廃止は、食品流通が広域化する現状を前に基礎自治体が市場を運営する意味を問う結果となった。また、③取引ルールの緩和、④卸売市場の開設についての認可制から認定制への移行は、自由度の高い市場取引や市場運営を実現する可能性をもたらし、市場運営の基礎に関わる大きな影響を与えることとなった。

このように、卸売市場法の改正は、卸売市場のあり方に大きな影響を与えるものであり、市民への生鮮食料品の安定供給という公共的役割を踏まえた上で、今後の川崎市卸売市場のあり方や運営方法、取引ルール等を検討するなど、現行プランを改訂する必要がある内容となっている。

なお、改正卸売市場法は、平成 30 (2018) 年 6 月 15 日成立、6 月 22 日公布、2020 年 6 月 21 日施行、施行 5 年後に法の見直しを行うことになっており、引き続きその動向を注視する必要がある。

【卸売市場法改正のポイント】

卸売市場を含めた食品流通という視点への転換
卸売市場法改正議論では「卸売市場を含めた食品流通」という視点で検討が進み、卸売市場は流通の核であり続けるために、他の流通チャネルとの比較優位性を示すべき存在となった。
開設者の民間事業者への開放
民間事業者でも中央卸売市場の開設者となれるようになったため、行政の市場運営関与の適否について議論する必要がある。
開設区域の廃止
「川崎市民への食の安定供給機能」という従前からの説明が制度面からも難しくなり、基礎自治体が市税を投入して運営する理由の整理が必要となる。
その他の取引ルールは市場ごとに設定
第三者販売、直荷引き、商物一致等に関わる規制は、卸売市場ごとに協議して「その他の取引ルール」として定め、公表することとなった。

【卸売市場法の主な改正内容】

項目	(旧法) 卸売市場法	(改正法) 卸売市場法
内容・基本的考え方	<input type="checkbox"/> 生鮮食料品の公平な分配 <input type="checkbox"/> 卸売市場の計画的整備 <input type="checkbox"/> 卸売市場の開設・卸売・取引規制を定める。	<input type="checkbox"/> 生産者の所得向上と消費者ニーズへの的確な対応 <input type="checkbox"/> 卸売市場を含めた食品流通の合理化 <input type="checkbox"/> 生鮮食料品等の公正な取引環境の確保の促進
国の基本的役割	<input type="checkbox"/> 卸売市場の整備促進 <input type="checkbox"/> 適正かつ健全な運営の確保	<input type="checkbox"/> 生鮮食料品等の公正な取引の場として、卸売市場に関する基本方針を示し、指導・検査監督する <input type="checkbox"/> 施設整備等への支援を行う <input type="checkbox"/> 流通合理化の取組を進めようとする場合、その計画を認定し支援する <input type="checkbox"/> 不公正取引の把握のための調査等を充実する
開設主体 (中央卸売市場)	<input type="checkbox"/> 都道府県、人口20万人以上の市	<input type="checkbox"/> 民間を含め、制限なし
国の関与 (中央卸売市場)	<input type="checkbox"/> 開設区域を定め国が認可	<input type="checkbox"/> 国が認定（開設区域の定めなし）
売買取引の方法公表	<input type="checkbox"/> 一律に法で規制	<input type="checkbox"/> 卸売市場の共通ルールとして位置づけ
差別的取扱の禁止		
受託拒否の禁止		
代金決済ルールの策定・公表		
取引条件・取引結果の公表		
第三者販売の原則禁止		
直荷引きの原則禁止		
商物一致の原則	<input type="checkbox"/> 原則廃止 ※ただし、市場毎に取引ルールを定めることができる。	

3 川崎市卸売市場経営プラン改訂の趣旨

本市では、これまで市民の食の流通拠点としての役割を果たしてきた川崎市中央卸売市場北部市場及び地方卸売市場南部市場において、将来的な社会環境の変化に応じて、機能を維持し持続させるための方針及び方向性を明らかにするために、平成 28（2016）年度から令和 7（2025）年度までの概ね 10 年間を計画期間とした現行プランを平成 28 年（2016）2 月に策定したところである。

一方、国においては卸売市場を含めた食品流通という視点の下、平成 30（2018）年 6 月に改正卸売市場法が成立し、一定規模以上の自治体に限定されていた中央卸売市場の開設者に関する制約や、基礎自治体が市場を運営する根拠である開設区域に関する規定がなくなるなど、大幅に制度が変更されたところである。そのため、旧卸売市場法に基づく卸売市場整備基本方針の考え方を前提に策定した現行プランについては、改正卸売市場法の趣旨・目的を踏まえて、改めて市内における卸売市場の要否や、公共関与の是非などといった基本的な点から検証する必要がある。また、改正卸売市場法施行に伴う規制緩和を好機と捉え、自由度の高い取組についての検討を新たに経営プランに追加することで、市民に一層貢献できる機能を持たせることも可能となる。

こうしたことから、卸売市場が果たしている「市民に安全・安心な生鮮食料品を供給する」という使命・機能のあり方や将来に向けた卸売市場の運営方法等を明らかにすることを目的として現行プランを改訂する。

なお、現行プランの改訂にあたっては、策定時と同様に場内事業者等を対象としたヒアリングや意見交換を行い、市場関係者との共通認識の形成や意見の反映に努めたところである。

Ⅱ 卸売市場を取り巻く環境の変化

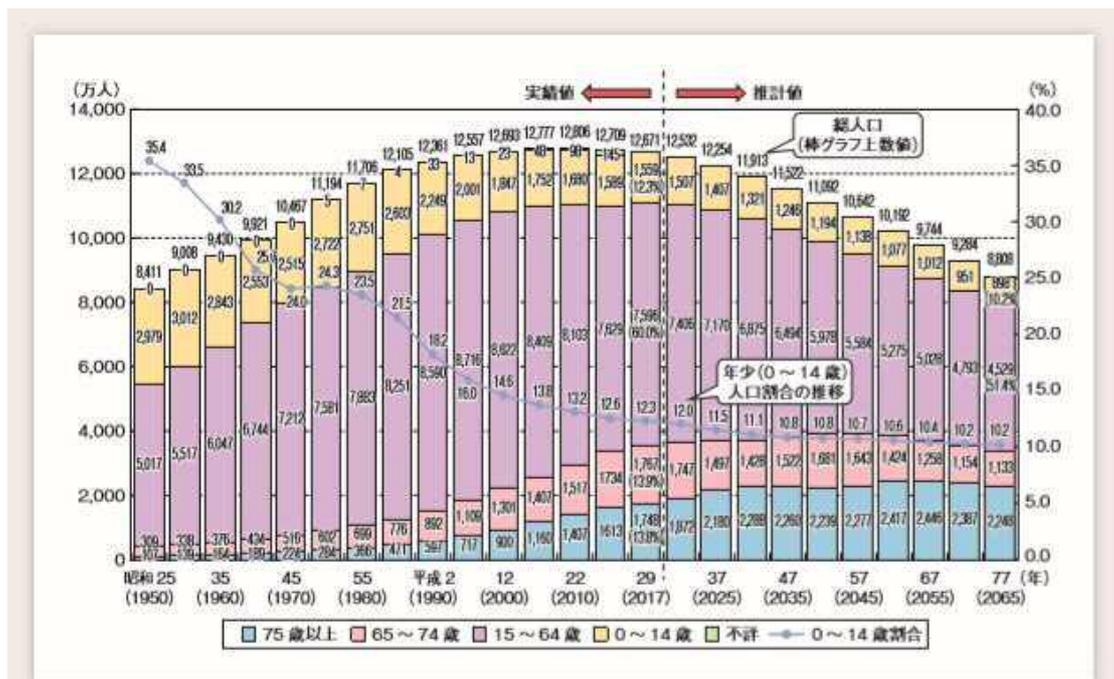
1 社会の動向

(1) 人口減少と高齢化の進展

日本の総人口は平成 20 (2008) 年に 1 億 2,808 万人とピークを迎え、その後減少傾向にある。また、高齢化率は平成 22 (2010) 年に 21% を超えて超高齢社会に突入した後もさらに高まりを見せている。この人口減少と高齢化の流れは一層進展することが予想されており、このことは、単純化すれば食料品を多く消費し労働に従事する年齢層が減少することを意味し、国内食料品需要の減少や国・自治体の税収減少が予測される。取扱量の減少と財政面での厳しさが増す中、卸売市場には効率的な市場運営が求められている。

※ 高齢化率：65 歳以上人口が総人口に占める割合

【我が国の人口構造の推移と見通し】



資料：2015年までは総務省「国勢調査」、2017年は総務省「人口推計」（平成29年10月1日現在確定値）、2020（平成32）年以降は国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口（平成29年推計）」の出生中位・死亡中位仮定による推計結果。

注：2017年以降の年齢階級別人口は、総務省統計局「平成27年国勢調査 年齢・国籍不詳をあん分した人口（参考表）」による年齢不詳をあん分した人口に基づいて算出されていることから、年齢不詳は存在しない。なお、1950～2015年の年少人口割合の算出には分母から年齢不詳を除いている。

注：年齢別の結果からは、沖縄県の昭和25年70歳以上の外国人136人（男55人、女81人）及び昭和30年70歳以上23,328人（男8,090人、女15,238人）を除いている。

「平成 30 (2018) 年度少子化社会対策白書」(内閣府) より

2 流通の動向

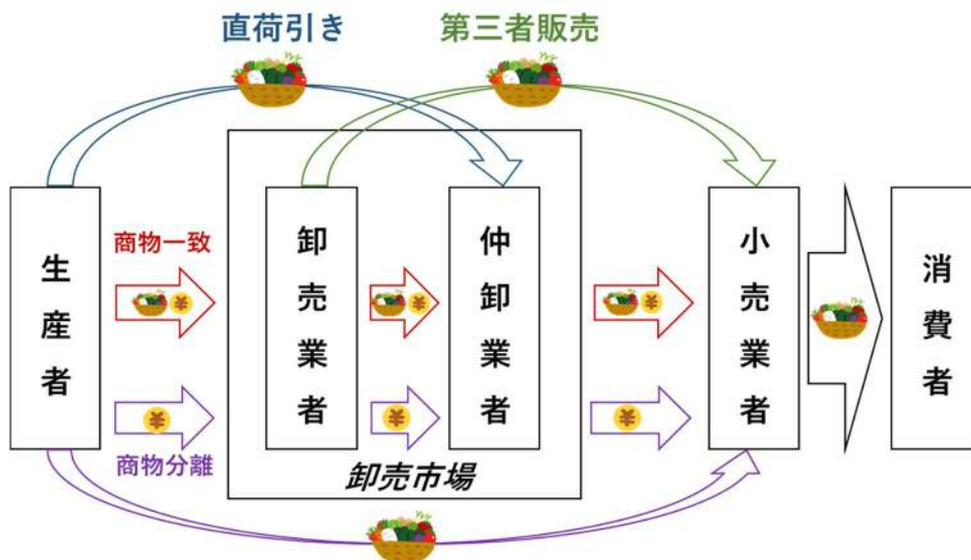
(1) 取引ルール・市場運営の自由度向上

平成 30 (2018) 年の卸売市場法の改正により、卸売市場に課されていた規制が緩和され、取引ルールや市場の運営方法の自由度が向上する。取引ルールについては、卸売市場ごとに、第三者販売、直荷引き、商物分離の可否等について設定し、ルール次第では民間の物流大手企業と同等の取引ができるようになる。運営方法については、一定の条件を満たせば民間事業者による開設も認められ、民間事業者のノウハウを生かした卸売市場の開設・運営も可能となる。

【主な規制緩和の内容】

取引ルール	第三者販売の原則禁止、直荷引きの原則禁止、商物一致の原則が原則廃止となり、市場毎に、これらの取引ルールを定めることができるようになった。
運営手法	中央卸売市場の場合、開設主体は、都道府県であり人口 20 万人以上の市とされていたが、開設主体の制限が無くなり、民間を含めて中央卸売市場が開設できるようになった。

【第三者販売・直荷引き・商物一致について】



第三者販売：中央卸売市場の卸売業者が、その市場の仲卸業者や、売買参加者以外へ販売すること。

直荷引き：仲卸業者が、生鮮食料品等を中央卸売市場の卸売業者以外から買い入れること。

商物一致：取引と出荷物の流れが一致するように卸売市場内に運びこんだ物品を取引の対象とすること。

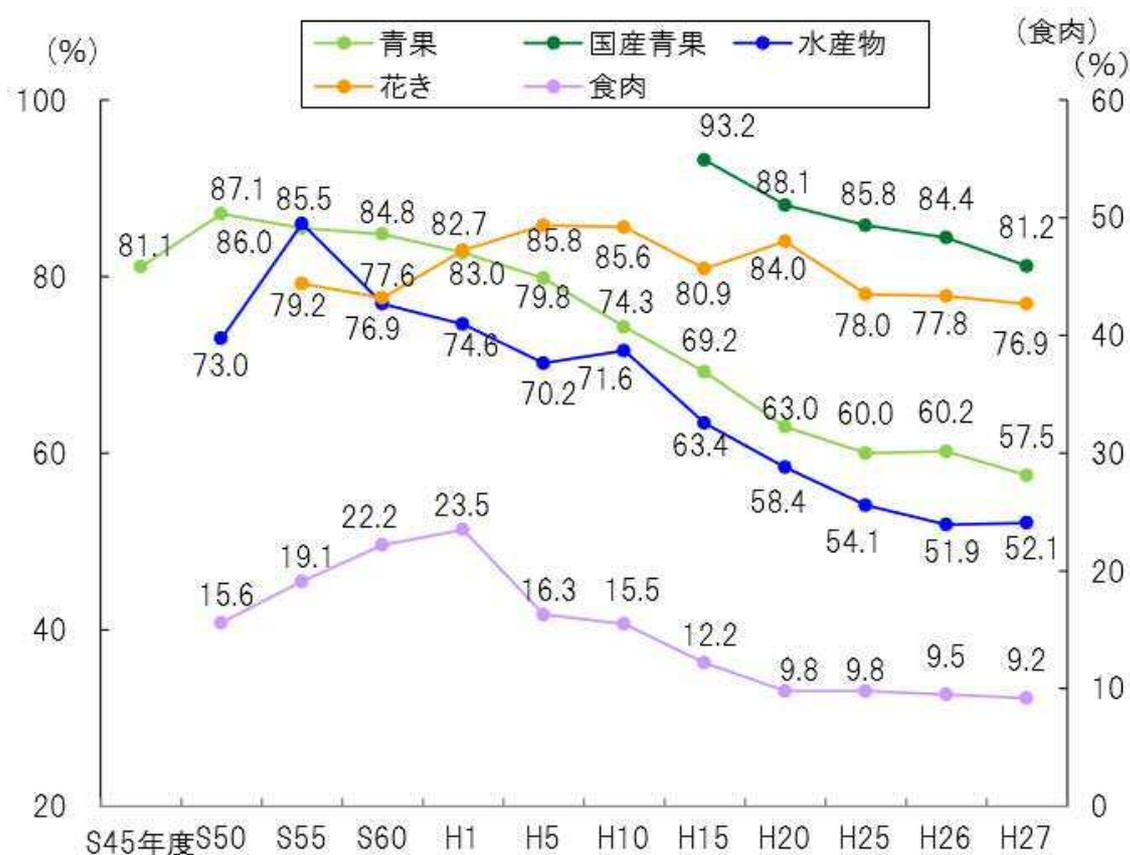
(2) 市場経由率の低下

卸売市場経由率は、国内で流通した加工品を含む国産及び輸入の青果、水産物等のうち、卸売市場（水産物についてはいわゆる産地市場の取扱量は除く）を経由したものの数量割合（花きについては金額割合）の推計値であり、卸売市場の流通チャネルとしての役割の大きさを表す指標として用いられる。

川崎市卸売市場で取扱のある青果・水産・花卉で見ると昭和 55（1980）年にはそれぞれ 85.5%、86.0%、79.2%であったが、平成 27（2015）年にはそれぞれ 57.5%、52.1%、76.9%となっており、近年下げ止まりの感はあるが、全体的・長期的には低下傾向にある。

改正卸売市場法の中で「今後も食品流通の核として堅持する」とされたことから、基幹的なインフラとしての機能発揮が望まれるところである。

【卸売市場経由率の推移（重量ベース、推計）】



資料：農林水産省「食料需給表」、「青果物卸売市場調査報告」等により推計

注：卸売市場経由率は、国内で流通した加工品を含む国産及び輸入の青果、水産物等のうち、卸売市場（水産物についてはいわゆる産地市場の取扱量は除く。）を経由したものの数量割合（花きについては金額割合）の推計値。

「平成 30 年卸売市場をめぐる情勢について」（農林水産省）

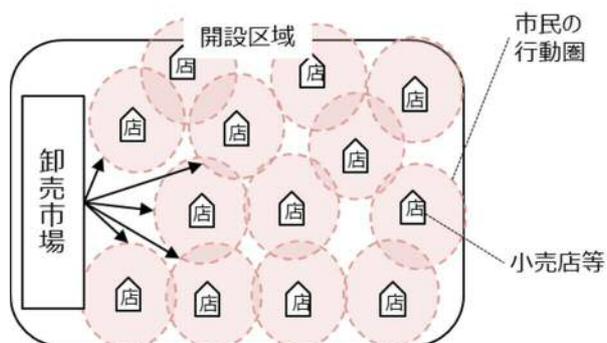
(3) 食料品流通の広域化

かつては、市民の行動範囲が狭かったこともあり、市民は日々近隣の小売店等から食料品を調達していた。そのような環境においては、卸売市場が毎日産地から生鮮食料品を調達し、開設区域内の小売店等に供給するという仕組みは、市民の安定的な生活を支える社会インフラとして欠くことのできない機能となっていた。

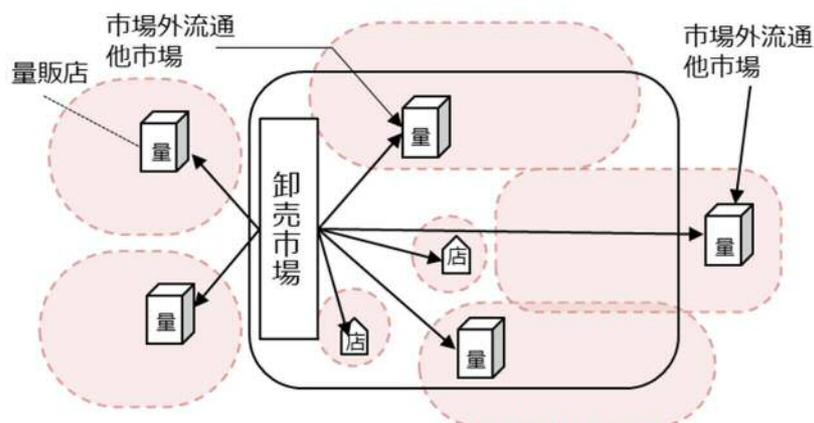
近年では、量販店の台頭や市場外流通の増加等、食品の流通構造が変化しており、卸売市場が、開設区域を飛び越えて、量販店や地方の卸売市場に生鮮食料品を供給するなど、流通チャンネルが広域化している。

卸売市場法の改正により、開設区域が廃止されることで流通チャンネルの多様化への対応が可能となり、食料品流通の広域化が一層進展していくことが考えられる。

【卸売市場法制定当時の営業環境】



【卸売市場の近年の営業環境】

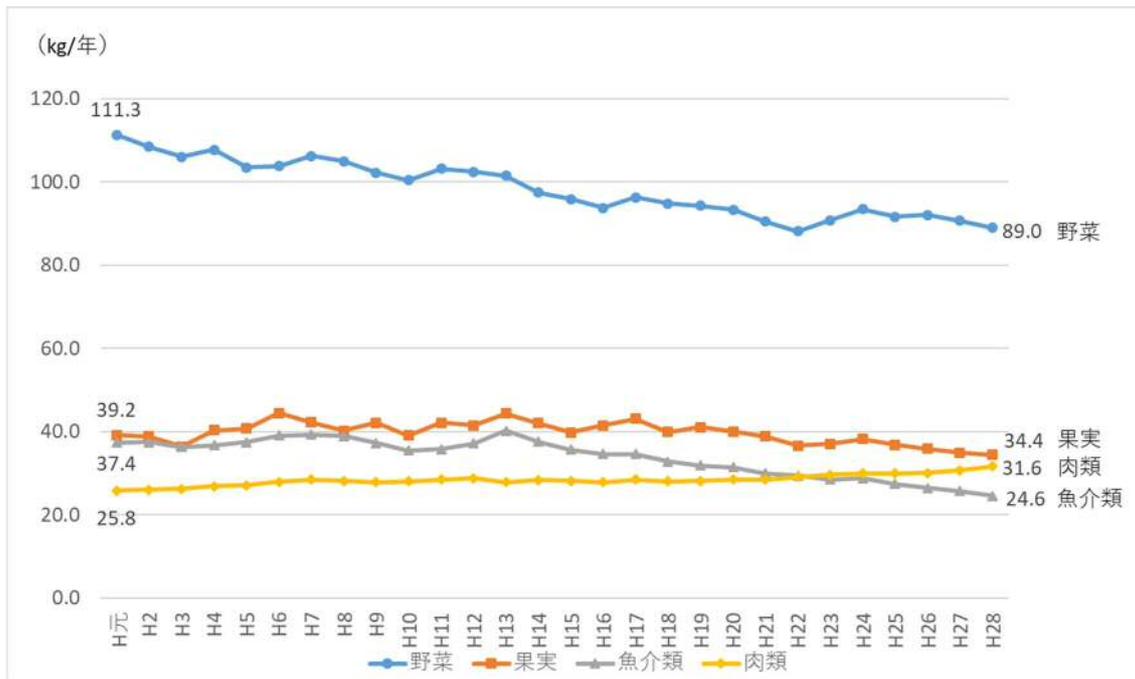


3 消費者の動向

(1) 1人当たりの生鮮食料品消費量の伸び悩み

1人1年当たり品目別消費量を平成元（1989）年と平成28（2016）年を比較すると、野菜では111.3kgから89.0kgに、果実では39.2kgが34.4kgに、魚介類では37.4kgが24.6kgに、といずれも緩やかな減少傾向にある。

【国民1人1年当たりの品目別消費量の推移】



「平成28年度食料需給表」（農林水産省）より作成

(2) 食の外部化率の増加

平成 9 (1997) 年以降、外食率は減少傾向にあるが、食の外部化率は、横ばい傾向にある。市場規模を見ると、平成 9 (1997) 年以降、外食は減少傾向だが、中食は増加傾向にある。今後も、中食市場の拡大が食の外部化率を横ばい又は増加させる要因になることが予想される。

※ 外食率：食料支出に占める外食の割合

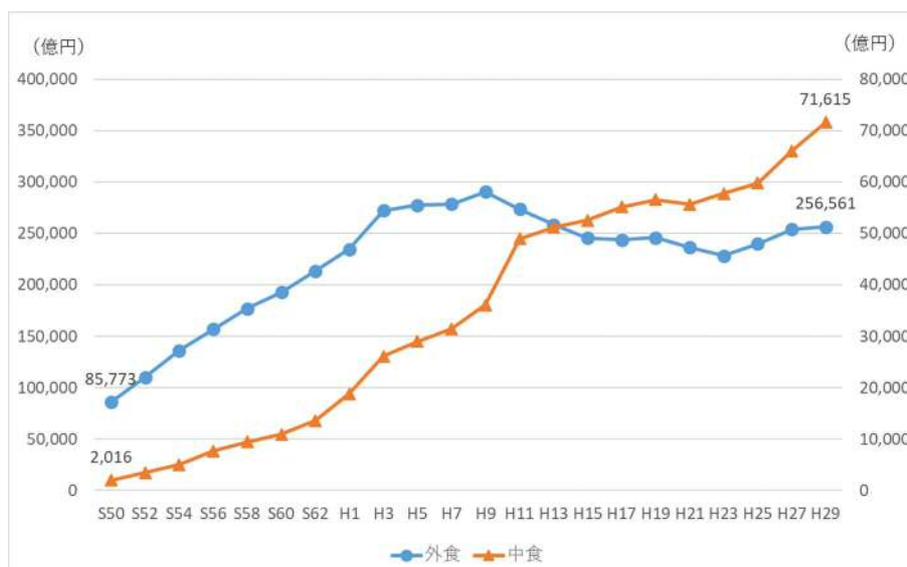
※ 食の外部化率：食料支出に占める外食・中食支出額の割合

【外食率、食の外部化率の推移】



「外食率と食の外部化率の推移」(財食の安全・安心財団より作成)

【外食と中食の市場規模の推移】



「外食産業市場規模推移」(財食の安全・安心財団より作成)

(3) 加工食材や安全安心への要請の高まり

単身世帯や共働き世帯が増えるにつれ、食の個食化・簡便化が進んでおり、カット済みの生鮮食料品や、中食市場の拡大にあるように調理済みの惣菜等の需要が高まっている。日本政策金融公庫が発表している消費者動向調査においても、食の志向として簡便化志向が上昇しており、消費者のカット加工等への要請が高まっている。

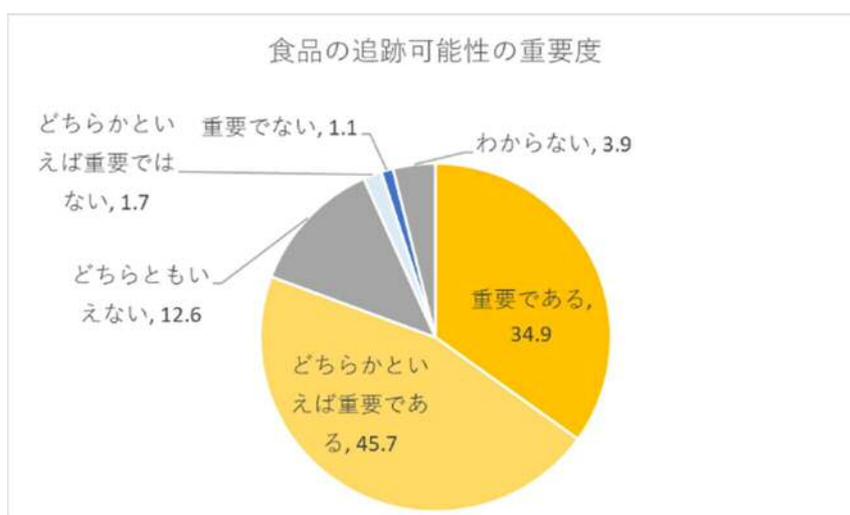
また、安全志向も高まっており、食品の追跡可能性の重要度については、約80%が重要であると回答している。食品の安全性を確保するための検査の実施はもちろんのこと、流通中の品質管理や生産者・産地にかかわる情報提供などが求められている。

【食の志向（健康志向・簡便化志向・安全志向）の推移】



「平成 30 (2018) 年度上半期消費者動向調査」(日本政策金融公庫) より作成

【食品の追跡可能性の重要度】



「平成 25 年食品トレーサビリティについて」(農林水産省) より作成

4 小売業の動向

(1) 専門小売店数と販売額の減少

野菜・果実小売業及び鮮魚小売業、花・植木小売業の事業所数は減少傾向にある。減少の要因としては、①個人消費の低迷、②大規模小売業との競合、③店主の高齢化と後継者難、④店舗の魅力づくりなど経営革新の不足が、一般的に挙げられているところである。また、販売額については、減少傾向から近年、下げ止まりの傾向が見られるものの、競合であるスーパーにおける飲食料品の販売額が増加しており、今後も、専門小売店数は減少していくものと考えられる。

【業態別小売業の事業所数、年間商品販売額の推移】





「平成 28 (2016) 年経済センサス活動調査」(経済産業省) より作成

【スーパーの合計販売額と飲食料品販売額の推移】



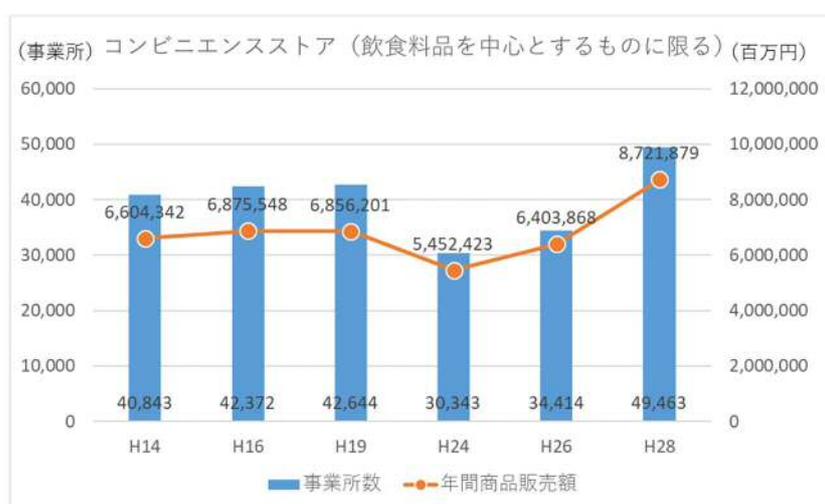
「商業動態統計 (長期時系列データ)」(経済産業省) より作成。

(2) スーパー・コンビニエンスストア・ドラッグストアの動向

近年は、地方を中心としたスーパーマーケットの業界再編が加速しており、経営統合や業務提携などにより、事業規模を拡大する動きが見られる。また、事業所数・販売額ともに増加傾向にあるコンビニエンスストアやドラッグストアが、生鮮食料品の取扱いを開始するなど、従前とは異なる業態での生鮮食料品販売が増加している。

(1) で述べた専門小売店の減少傾向を踏まえると、大きなロットで出荷できるスーパー等量販店やコンビニエンスストア、ドラッグストアといった業態は、卸売市場内事業者にとって取引先として存在感を大きく増しているといえる。

【コンビニエンスストア・ドラッグストアの事業所数と販売額の推移】



平成 28 年経済センサス (経済産業省)

5 その他の動向

卸売市場に対して、安全・安心な食品の安定供給という本来機能とは別に様々な社会的要請への対応が求められるようになってきている。具体的には以下4つへの対応が求められている。

(1) 食の安全・消費者の信頼確保

消費者が生鮮食料品等を選択する際に、その安全性が担保され安心できることは重要な基準となっており、卸売市場においても、取扱食品の安全性と消費者の信頼確保に向けた取組が強く求められている。

このため、開設者及び市場関係業者においては、取扱食品の安全性と消費者の信頼を確保する上で、当該市場にとって喫緊の課題は何かを見極め、その課題解決に真摯に取り組むことが必要である。その際、基本的な衛生管理の徹底に加え、HACCPの考え方を採り入れた品質管理や外部監査を伴う品質管理認証、トレーサビリティシステムの導入など取扱物品の品質管理の高度化に向けた施設・体制の整備や、コンプライアンス等に係る規範の策定・徹底等を重点的かつ積極的に推進するとともに、それら取組状況について、消費者へ積極的かつ効果的に情報を発信していくことに努めることが必要である。

(2) 市場運営における環境負荷の低減

卸売市場はその運営に伴ってエネルギーを大量に消費するとともに、食品廃棄物や廃容器等を日々大量に排出する施設のひとつであることから、その運営に伴う環境負荷の低減に引き続き積極的に取り組むことが求められる。

多くの卸売市場で車両の電動化、LED照明の導入、太陽光発電、廃棄物のリサイクル等の様々な取組が進められてきているところであるが、各卸売市場においては、関連施設の整備、運用が市場経営に及ぼす影響等を考慮しつつ、二酸化炭素や廃棄物の削減など環境負荷の低減に係る具体的な数値目標や方針等を策定した上で、市場関係者がそれぞれ適切な役割を果たし、市場全体として重点的かつ計画的な取組を推進することが必要である。

(3) 災害等の緊急時における対応機能の強化

卸売市場は、国民への生鮮食料品等の安定的な供給を担う重要な使命を有しているため、災害時等の緊急事態においても、その機能を維持し、被災した場合であっても早期に機能回復することが求められる。

このため、開設者や市場関係業者においては、緊急事態が生じた場合でも可能な限り卸売市場がその業務を維持・継続できる体制の確立に向けて、事業継続計画(BCP)

を策定していない場合は、関係者で十分協議の上、早急にその策定に取り組むとともに、BCP 策定後もその更新を含めた適切な運用を図ることが必要である。

また、その立地等も踏まえつつ、災害発生時に備えた複数市場間におけるネットワークの構築、自治体等関係機関との協定締結や既存の協議枠組みを活用した日頃からの連携強化、市場内における必要な施設整備や開設者を中心とした市場関係業者間の連携・役割分担など、平時から災害発生時を見据えた準備を怠らずソフト・ハード両面での多岐にわたる取組を着実に進めることが必要である。

(4) 公共施設としての地域への貢献

卸売市場は、国民への生鮮食料品等の安定的な供給を担う重要な使命を有している一方、業務用施設としての性格から地域住民にとって身近な存在とは言い難い側面がある。食文化の継承など食に関わる市民向けの取組を実施するとともに、市民の来場機会を確保するなど市民に親しまれる市場化を推進することで、地域に存在する公共施設としてのその運営についての理解を醸成していく必要がある。

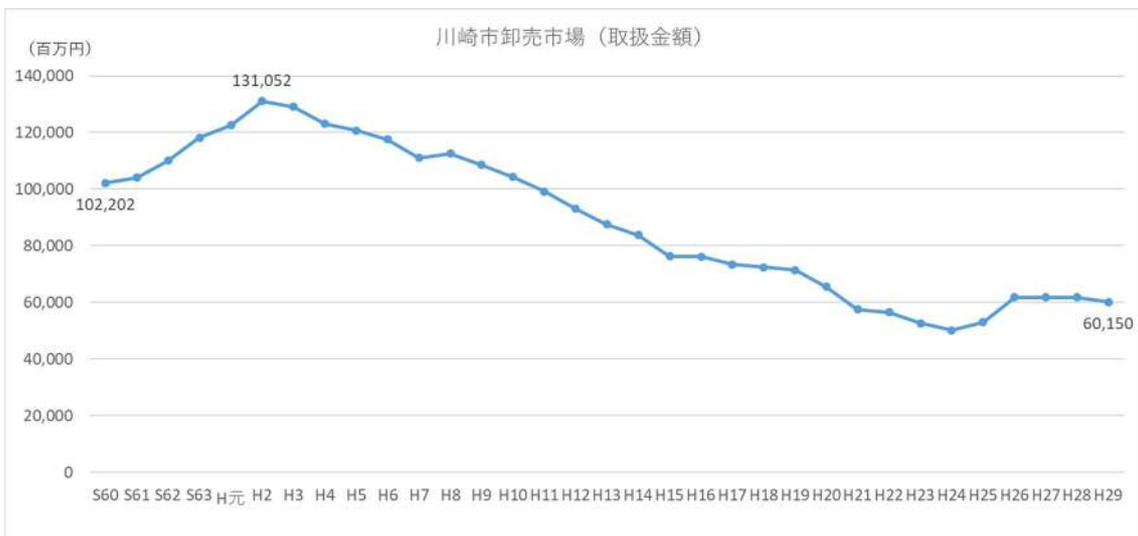
Ⅲ 川崎市卸売市場の現状と課題

1 取扱金額の推移

(1) 川崎市卸売市場全体の取扱金額

川崎市卸売市場（北部：青果・水産物・花き、南部：青果・水産物・花き）の取扱高の推移は、平成 2（1990）年をピークに低下傾向にあった。近年、取扱金額が上昇しているが、長期的には、低下傾向となっており、市場使用料収入の低下を招いている。

【川崎市卸売市場の取扱金額の推移】



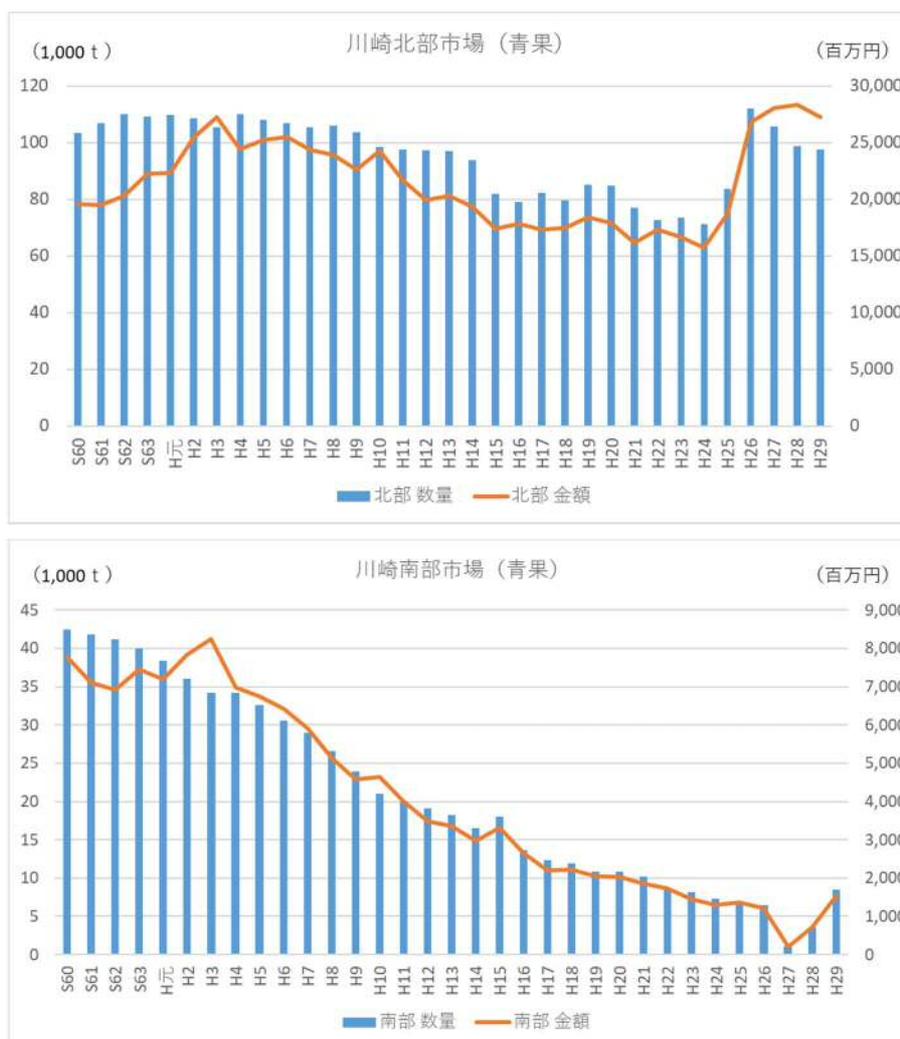
「川崎市卸売市場年報」より作成

(2) 青果部

北部市場の取扱数量は、平成 4 (1992) 年以降、減少傾向にあったが、平成 25 (2013) 年に卸売業者が合併したことや昭島市場から仲卸業者が移転したことにより、平成 4 (1992) 年と同程度の取扱数量に回復した。その後、減少したものの平成 29 (2017) 年は 9.7 万トンとなっている。取扱金額についても同様な推移となっており、平成 29 (2017) 年は 272 億円となっている。

南部市場の取扱数量は、昭和 60 (1985) 年以降、減少傾向にあり、平成 27 (2015) 年には卸売業者が撤退し 0.1 万トンまで減少した。平成 28 (2016) 年に、新たな卸売業者が入り増加傾向になったことで、平成 29 (2017) 年は 0.8 万トンとなっている。取扱金額についても同様な推移となっているが、平成 29 (2017) 年は 15 億円まで増加している。

【川崎市卸売市場（青果）取扱高の推移】



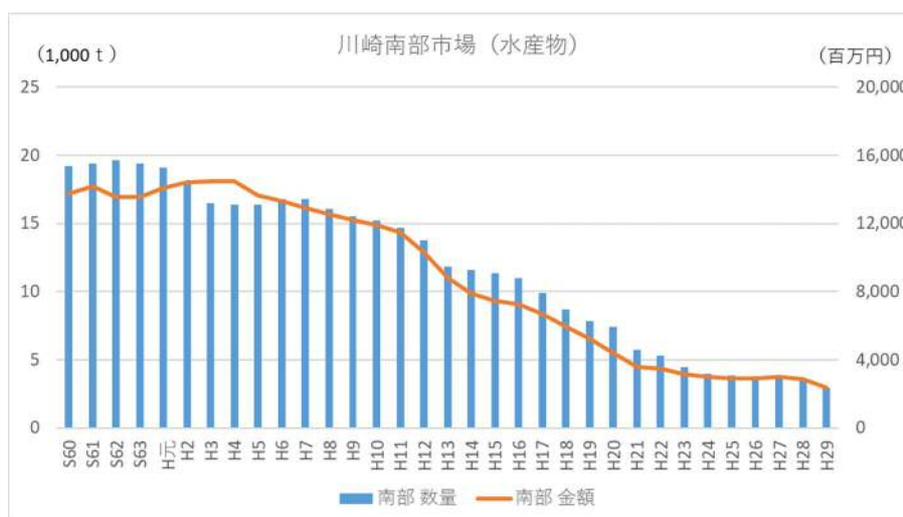
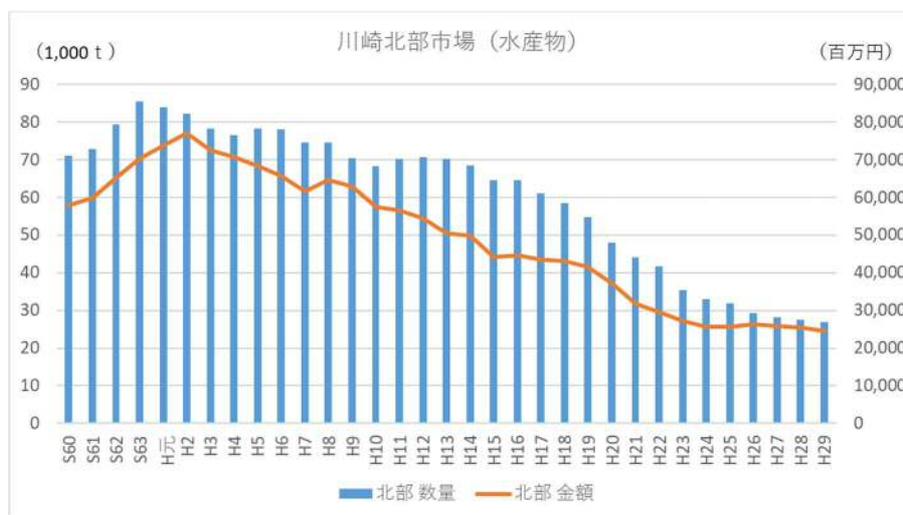
「川崎市卸売市場年報」より作成

(3) 水産物部

北部市場の取扱数量は昭和 63 (1988) 年以降、減少傾向となっており、平成 20 (2008) 年以降、5.0 万トンを超えていない。平成 29 (2017) 年は 2.7 万トンとなっている。取扱金額についても同様な推移となっており、平成 29 (2017) 年は 245 億円となっている。

南部市場の取扱数量は、昭和 62 (1987) 年以降、減少傾向となっており、平成 29 (2017) 年は 0.3 万トンとなっている。取扱金額については、減少傾向となっており、平成 29 (2017) 年は 24 億円となっている。

【川崎市卸売市場（水産物）取扱高の推移】



「川崎市卸売市場年報」より作成

(4) 花き部

北部市場の取扱数量は、平成 8 (1996) 年以降、減少傾向となっていたが、平成 14 (2002) 年以降は、横ばい傾向となっており、平成 29 (2017) 年は、44 百万本となっている。取扱金額についても同様な推移となっており、平成 29 (2017) 年は 29 億円となっている。

南部市場の取扱数量は、平成 5 (1993) 年以降、減少傾向にあったが、平成 18 (2006) 年には増加傾向に転じ、平成 29 (2017) 年は 23 百万本となっている。取扱金額についても同様な推移となっており、平成 29 (2017) 年は 17 億円となっている。

【川崎市卸売市場（花き）取扱高の推移】



「川崎市卸売市場年報」より作成

2 場内事業者の状況分析

(1) 卸売業者の経営状況

北部市場の青果部門では、平成 25 (2013) 年に卸売業者が合併し、取扱数量・金額が大きく増加に転じた。この合併等の影響で、既存の仲卸業者も取扱金額が増加していることから卸売業者の集荷力（品揃え）が向上したことがうかがえる。また、南部市場の青果部門では平成 27 (2015) 年 2 月の卸売業者の撤退、平成 28 (2016) 年 3 月に新たな卸売業者の業務開始という動きがあり、平成 29 (2017) 年には前卸業者の撤退直前の取扱高を超えるまでになった。

水産部門では、北部市場の卸売業者 2 社ともに平成 20 (2008) 年度と比較して、取扱数量・金額の落ち込みが見られる。なお、南部市場の卸売業者について、横浜の卸売業者の支社だったものが分社化され、平成 30 (2018) 年 4 月に新会社として設立した。新たに量販店との取引が開始され、取扱高の増加が予想される。

花き部門では、特に南部市場で取扱量、販売額ともに増加の傾向にある。

(2) 低温管理・加工・パッケージングニーズへの対応

消費者の食に対する安全安心志向の高まりを受けて、小売店・料飲店などの実需者においても商品の品質管理についてのニーズが高まっている。安全安心な食品を供給するためにも低温管理に代表される品質管理の向上が求められている。

スーパー等量販店やコンビニエンスストア、ドラッグストアなどでは、近年の労働力不足への対応や、収益力向上を目的とした売り場面積の拡大が課題となっており、カット済みやパッケージ済みの食料品への需要が高まっている。卸売市場においても、取引先としての量販店の重要度が増しており、パッケージングや一次加工等のニーズへの対応が求められている。

(3) 仲卸業者・関連事業者数の推移

平成 16 (2004) 年度から平成 30 年 (2018) 度の推移をみると、南部市場の青果部と花き部の仲卸業者でそれぞれ 1 社の増加が見られるが、全体として事業者数に減少傾向がみられる。具体的には、北部市場の仲卸業者では青果部で 1 社、水産物部で 17 社の減、関連事業者では 14 社の減が見られる。また、南部市場の仲卸業者では水産物部で 8 社、関連事業者で 17 社の減が見られる。

【仲卸業者・関連事業者数の推移】

		H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	
北部市場	仲卸業者	青果部	20	20	20	18	17	17	15	15	17	17	18	18	18	18	19
		水産物部	66	62	62	60	57	53	52	50	51	49	49	50	51	51	49
		花き部	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2
	関連事業者	第 1 種	62	61	56	54	55	55	56	54	54	54	52	52	50	51	49
		第 2 種	26	26	25	24	24	24	23	23	24	24	24	24	24	24	25
		計	88	87	81	78	79	79	79	77	77	78	76	76	74	75	74
南部市場	仲卸業者	青果部	3	3	3	3	3	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4
		水産物部	18	17	17	17	16	11	11	11	11	11	11	11	10	10	10
		花き部	1	1	1	1	1	1	2	2	2	2	1	2	2	2	2
	関連事業者	第 1 種	22	20	18	18	18	16	14	11	11	11	10	11	11	11	10
		第 2 種	10	10	10	10	8	8	9	8	8	8	8	7	7	7	5
		計	32	30	28	28	26	24	23	19	19	19	18	18	18	18	15

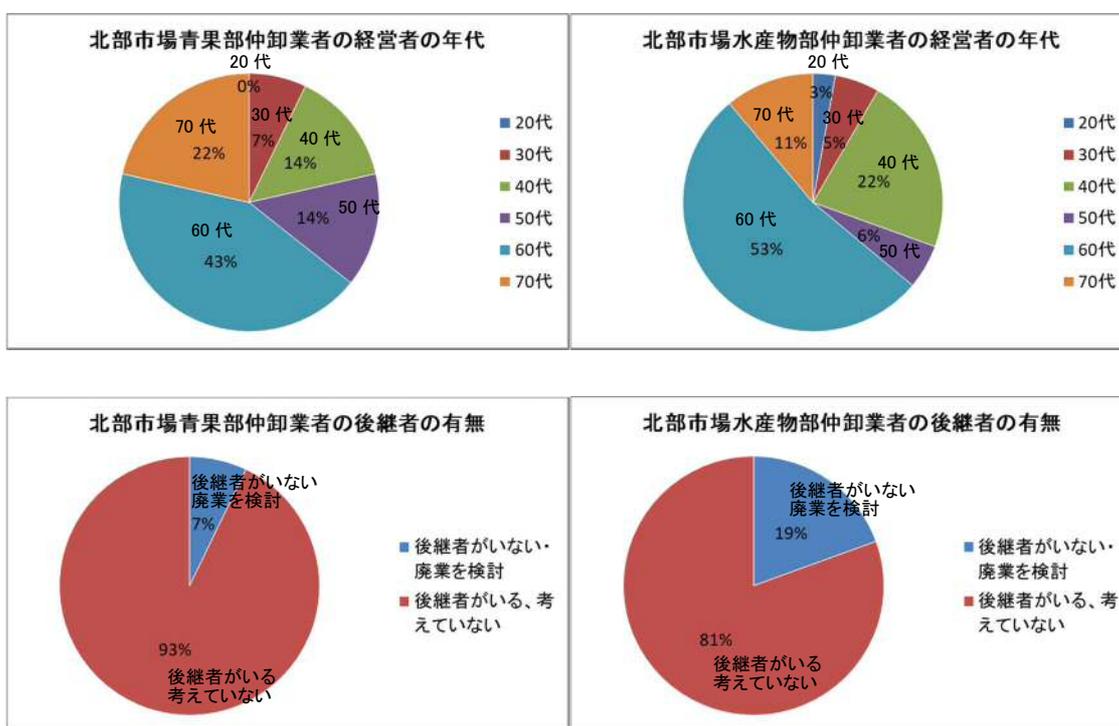
川崎市卸売市場年報より。各 1 月 1 日現在。

(4) 仲卸業者経営者の高齢化と後継者不足

仲卸業者の経営者の年代は、北部市場青果部において、60代が43%と最も多く、次いで、70代となっている。北部市場水産物部においては、60代が53%と最も高く、次いで、40代の22%となっており、高齢化が進んでいる。

後継者の有無については、「後継者がいない・廃業を検討」と回答した経営者の割合について、北部市場青果部が7%、北部市場水産物部が19%となっており、後継者不足も、今後、進行していくことが懸念される。

【北部市場仲卸業者の経営者の年代と後継者の有無】



2014年 市場内業者アンケート（川崎市調べ）

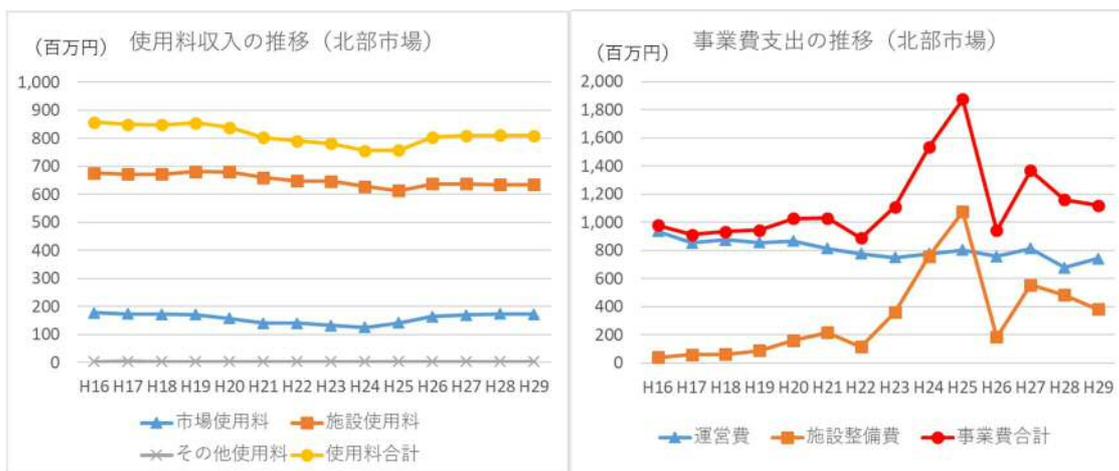
3 市場運営の状況分析

(1) 市場における使用料収入及び事業費支出の推移

北部市場においては、市場使用料が卸売業者等の取扱高低下に伴い減少し、また、冷蔵庫建替に伴う規模縮小等により施設使用料も減少しており、平成 16 (2004) 年から平成 29 (2017) 年の間で、使用料収入が約 0.5 億円減少している。

一方、事業費支出は、平成 23 (2011) 年度から平成 25 (2013) 年度まで再整備事業により施設整備費が増加しており、全体としても、平成 16 (2004) 年から平成 29 (2017) 年の間は使用料収入を上回る状態が続いている。再整備事業により冷蔵庫 1 号棟の建替えなどを実施したものの、その他の施設・設備で全体的に老朽化が著しく、計画的な修繕を行っているにもかかわらず、設備機器類（電気・通信設備、防災・消防設備、空調設備、給排水衛生設備等）の不具合が発生し、緊急整備費の支出は増加傾向にある。このため、効果的・効率的な機能更新手法を早期に検討する必要がある。

【北部市場における使用料収入及び事業費支出の推移】



川崎市集計

南部市場は、平成 26（2014）年度から利用料金制に基づく指定管理者制度を導入しており、市場使用料等について市への歳入となくなることから、指定管理者制度導入に伴う歳入と歳出の変化を比較することにより検証を行うこととする。

各年度の赤字額（歳出-歳入）は、直営時の平成 25（2013）年度で 39,564 千円であったところ、制度導入 4 年後の平成 29（2017）年度では 3,863 千円となり、35,701 千円減少している。指定管理者導入後も、施設整備については市場会計から一部歳出しているため、単純に指定管理者制度導入の効果を結論付けることはできないが、今後も指定管理者制度による更なる効率的な運営を図る必要がある。

【南部市場における卸売市場事業特別会計の推移】

（千円）

	H25 年度	H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度
歳出	187,192	19,240	19,212	4,125	4,222
歳入	147,628	61	73	383	359
（歳出-歳入）	▲39,564	▲19,179	▲19,139	▲3,742	▲3,863

※歳出は南部市場にかかる運営費、歳入は南部市場にかかる収入を計上

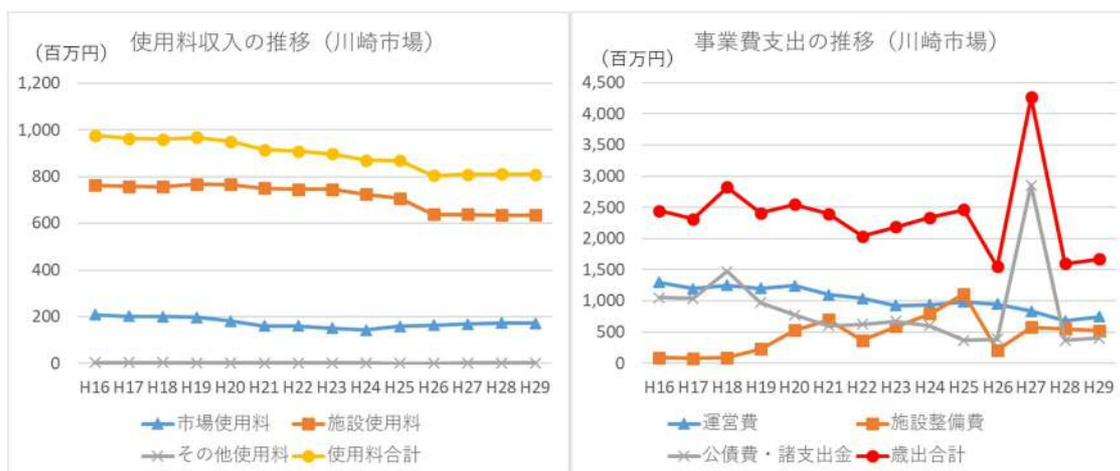
※歳出は施設整備費を除く、歳入は市債を除く

(2) 川崎市卸売市場全体における歳入及び歳出の推移

市場の運営は、地方自治法第 209 条第 2 項の「普通地方公共団体が特定の事業を行う場合その他特定の歳入をもって特定の歳出に充て一般の歳入歳出と区分して経理する必要がある場合において、条例でこれを設置することができる」との規定により特別会計を設置し、企業経営と同様に独立採算を原則としながらも、法令の定めに基づき、一定の条件のもとで一般会計から繰入を行うことができるとされている。

全国の卸売市場開設自治体同様、本市においても市場運営は厳しく、南部市場北側用地の売払収入のあった平成 23 (2011) 年度、平成 27 (2015) 年度以外は、歳出に対して歳入が不足し、一般会計からの繰入金が発生が続いている。今後についても、再整備事業や青果棟耐震工事に伴う起債による公債費の増加に伴う繰入金の増加が懸念されることから、新地方公会計制度に基づき財務諸表を作成し経営状況や財政状況の明確化や、民間活力の導入により運営の効率化を図るなど、市場会計を健全化し、持続可能な経営の確保に向けた取組を推進する必要がある。

【川崎市卸売市場全体における歳入及び歳出の推移】



川崎市集計

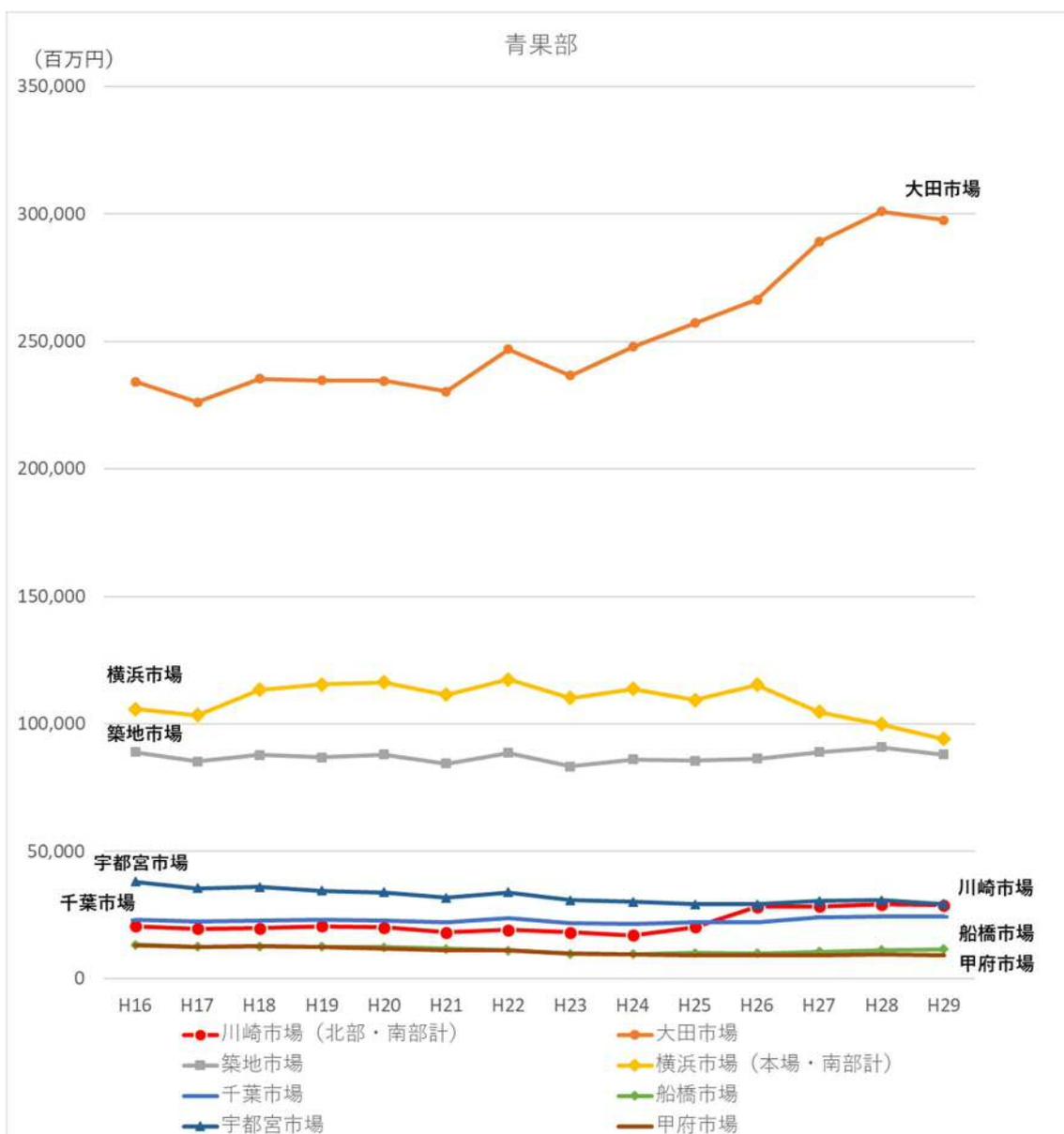
4 競合市場との比較

(1) 卸売市場間規模格差の拡大と特定卸売市場への流通の集中（取扱金額の比較）

①青果

大田市場については平成 21（2009）年以降大きく増加傾向にあるが、川崎市卸売市場を含むその他の卸売市場については微増又は横ばい傾向にあることから、大田市場への流通の集中とその他の市場との格差が拡大傾向にあることがうかがえる。

【卸売市場間規模格差の拡大と特定卸売市場への流通の集中（青果）】

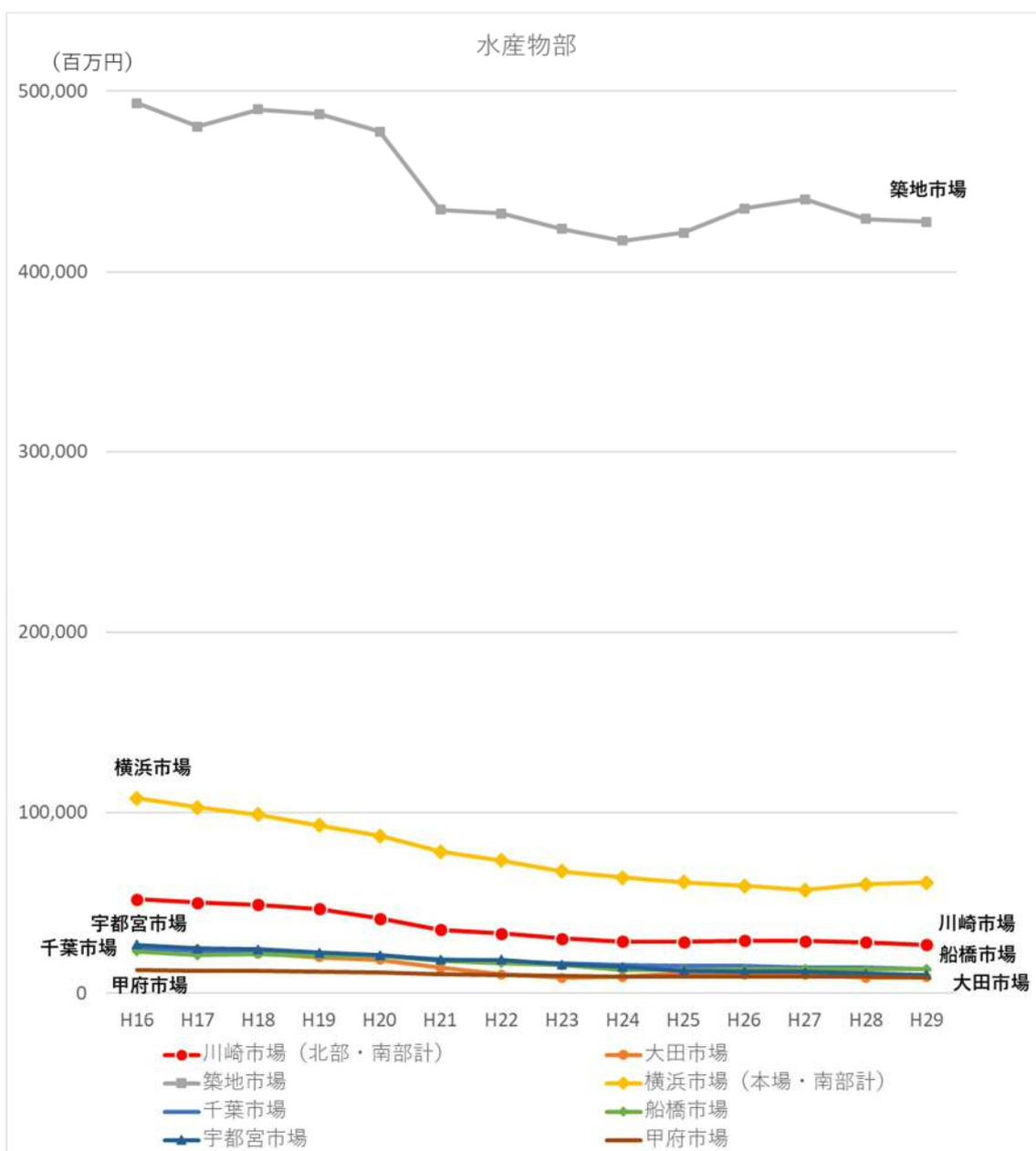


各卸売市場の公開データより作成

②水産

築地市場(平成30(2018)年10月より豊洲市場へ移転)については平成24(2012)年以降やや増加傾向にある一方で、川崎市卸売市場を含むその他の卸売市場については横ばい、又は減少傾向にあることから、築地市場への流通の集中とその他の市場との格差が拡大傾向にあることがうかがえる。今後は豊洲市場開場による各市場の取扱量への影響を注視していく必要がある。

【卸売市場間規模格差の拡大と特定卸売市場への流通の集中（水産物）】



各卸売市場の公開データより作成

(2) 市場間競争や他チャネルとの競合

場内事業者へのヒアリングによれば、農産物の収穫量や漁獲量が減少している中、大田市場や豊洲（築地）市場へ流通が集中しているほか、近隣の卸売市場との間で、産地からの商品集荷の競争が激しくなっている。また、販売面においても、専門小売店が減少し、量販店が大型化するなど、販売先を確保するための競争も激化している。

他にも、卸売市場経由率の減少が表すように、産地と直接取引する実需者が増加していたり、輸入食品が増加するなど、卸売市場ではない、他チャネルとの競争を強いられている。

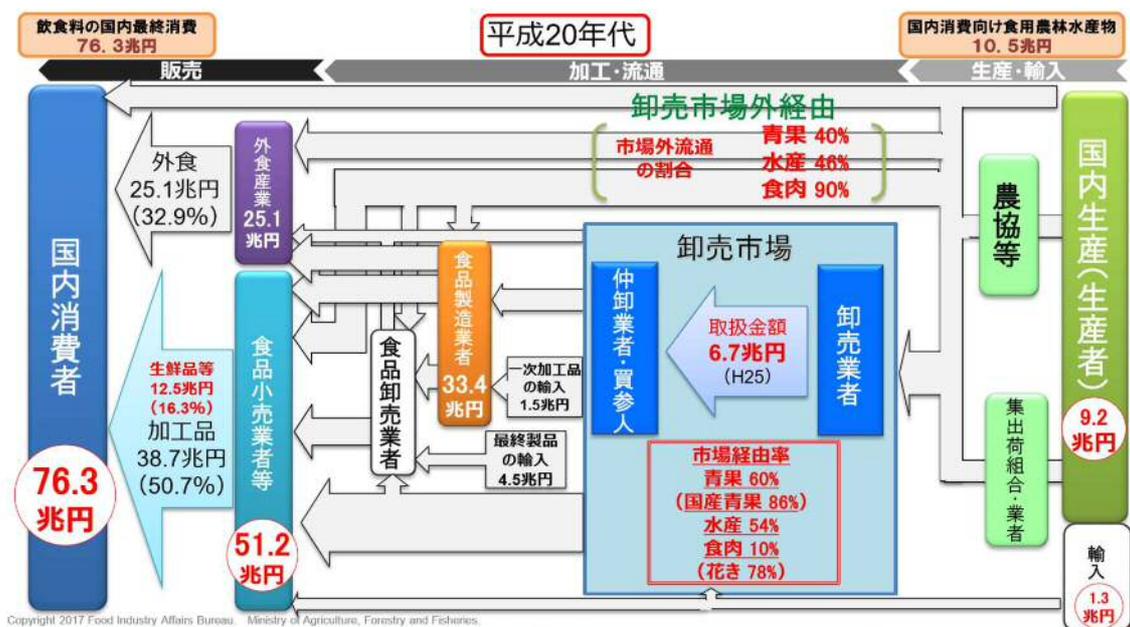
一方、東京都の市場を通じて川崎市民への食の供給がなされていたり、逆に川崎市市場を通じて東京都民への食の供給がなされるなど、行政や開設区域を超えた広域流通が一般的となっている状況を踏まえ、市民に安定的に食品を供給するために他市場や他チャネルと相互補完的に連携する広域連携物流という視点への転換も必要となっている。

【近隣の卸売市場】



昭和 50（1975）年代と平成 20（2008）年代の食品の流通構造を比較すると、飲食料の国内最終消費が 49.5 兆円から 76.3 兆円と大幅に増加しているものの、卸売業者の取扱金額は、9.2 兆円から 6.7 兆円と減少している。市場外流通の割合を見ると、青果は 14%から 40%、水産は 14%から 46%へ増加しており、卸売市場外を経由して外食産業、食品製造業者、食品小売業者等に食品が流れており、卸売市場と他チャネルが競合しているということがわかる。

【流通構造の変化による他チャネルとの競合】



平成 29（2017）年 10 月 卸売市場を含めた流通構造について（農林水産省）

5 川崎市卸売市場の課題整理

(1) 川崎市卸売市場の課題

卸売市場を取り巻く環境の変化や本市卸売市場の現状分析などを踏まえ、本市卸売市場の課題を以下のとおり整理する。

① 多様化するニーズへの対応

消費者の食の簡便化志向や量販店等のアウトパック（小売店が納入業者にパッケージまでを依頼する方法）志向を受け、パッケージ済み商品や一次加工済み商品の提供が求められている。また、消費者の食の安全に関する意識は一層高まる傾向にあり、産地や流通経路に関わる情報や、品質管理についてのニーズも高まっている。

卸売市場が食品物流拠点としての機能を果たしていくためには、多様化するニーズへ対応していく必要がある。

【課題整理の関連項目】

P12	3 消費者の動向 (3) 加工食材や安全安心への要請の高まり
P22	2 場内事業者の状況分析 (2) 低温管理・加工・パッケージングニーズへの対応

②市場の社会的役割の発揮

卸売市場は食品物流拠点としての機能だけでなく、社会的な役割を果たしていくことも求められている。まず、食品を扱う施設という性質から、食育や花育、食文化の継承に関する取組が必要である。また、卸売市場はその運営に伴って大量にエネルギーを消費するとともに、食品廃棄物等を大量に排出する施設であることから、卸売市場の運営に伴う環境負荷の低減も社会的役割として対応する必要がある。さらに、卸売市場の敷地の広さや物流機能を活かした災害時の対応拠点や非常時のライフラインとしての役割も市民生活の安全・安心を担保する上で重要である。

こうした社会的な役割を果たしていくとともに、卸売市場の社会インフラとしての重要性を市民に発信し、理解を得ていく取組も必要である。

【課題整理の関連項目】

P16	5 その他の動向
-----	----------

③市場経営の健全化

卸売市場が社会インフラとしての機能を発揮し続けていくためには、効率的な運営による持続可能な経営体制を確立する必要がある。事業費支出の削減や使用料収入の確保に向けた取組、施設整備の際の費用対効果の検証、民間資金・活力の導入などについての検討が求められる。

【課題整理の関連項目】

P25	3 市場運営の状況分析
-----	-------------

④改正卸売市場法への対応

改正卸売市場法は、生産者所得の向上と消費者ニーズへの的確な対応を図るため、食品流通の合理化を促進することを趣旨としている。そのため、一部の取引ルールについては、各市場の実情に合わせて設定・公表することとしており、本市卸売市場でもそれに向けた対応が必要である。

また、大幅な規制緩和により市場運営の自由度が向上したことを好機と捉え、新たな市場運営手法の導入により一層市民に貢献していくことが必要である。

【課題整理の関連項目】

P3	3 卸売市場法改正の内容
P7	2 流通の動向 (1) 取引ルール・市場運営の自由度向上

IV 川崎市卸売市場の基本方向

Ⅲの5で整理した課題を解決するため、本市卸売市場の基本方向を明らかにする。

まずは、改正卸売市場法は卸売市場の開設運営の基礎に大きな影響をもたらすということを念頭に、市内における卸売市場機能の必要性について検討する。

1 本市における卸売市場機能についての検討

現行プランでは卸売市場の公共性・社会的役割・機能について、以下のとおり整理した。

(1) これまで整理した卸売市場の公共性・社会的役割・機能

①卸売市場の公共性

A) 市場を必要とするすべての関係者に開かれた取引システム

卸売市場の公共性の第1は、卸売市場が生鮮品（青果物、水産物、食肉、花き）という国民の日常生活の必需品を取り扱っていることに加え、出荷側と仕入側の双方に対してオープンなシステムになっていることである。

生産者側にとっては、農林水産物は天候等の事情により計画的に収穫することが難しく、収穫後は商品価値が急速に低下するため、収穫量の多少にかかわらず迅速な出荷・販売が必要となるが、卸売市場はそうした出荷を制限なく受け入れ、すべてを販売するシステムである。また、誰でも自らの必要性に応じていつでも仕入先として利用できるという卸売市場のシステムにより、全国チェーンの量販店のよう
に自前で集配センターを持つことができない小売業者でも、独自の集荷だけでは不可能と言えるほどの多様な品揃えが可能となっている。

以上のシステムにより、卸売市場は多様な品目を揃え、少数の全国チェーンの量販店だけではない多様な小売業者を通して消費者に供給することで、消費生活の豊かさの一面を実現するとともに、小売部門の寡占化を防止し、小売価格のいたずらな高騰を防ぐ等、消費者にも大きく貢献している。

B) 出荷側・仕入側双方が納得しうる価格の実現

卸売市場の公共性の第2は、卸売市場が生鮮品という全国民の生活に密着した商品で、かつ価値判断が極めて難しい商品を対象に、全国民の大多数が納得する価格を形成し、それを情報として全国民に提供する場となっていることである。

同じ品目であっても品質や規格等の違いに基づいて価値を判断し、価格を決めるのは一般の消費者には不可能であり、生産者といえども、他の生産者や他産地との同一品目と比較して自分の生産物の価値を測り、価格を決めることはかなり難しいことである。これに対し、卸売市場では、毎日いろいろな産地の生鮮品を比較し、

それぞれの価値を判断する作業を継続してきた人々がセリ（競り）や相対で価格を決めるため、価値の違いに応じた価格を決めるための条件が最も整備されているといえる。

C) 自然災害等による非常時のライフライン

卸売市場の公共性の第3は、特に消費地の卸売市場の場合、平時における生鮮品取引の場としてだけでなく、地震等の災害時の避難場所や緊急時の救援拠点としても活用可能なことである。

災害時における一時的な避難拠点あるいは集合場所としての有用性が極めて高い上に、基本的に日々の必需品である生鮮品（冷凍品等の加工品も）が大量に保管されていることから、それを緊急時や復興時の支援物資として利用することも可能である。

本市では、地域防災計画の中で、災害時において、他都市から救援物資の受入れや、調達物資等を大規模に集約するため、陸上輸送による場合の集積場所・輸送拠点として、北部市場を位置づけている。

また、本市と北部市場及び南部市場の各事業者が、本市内において地震、風水害その他による災害が発生、又は発生することが予想される場合に、両者が相互に協力して市民生活の早期安定を図る事項について定めた「災害時における生鮮食料品等の供給及び輸送に関する協定書」を締結している。

さらに、全国中央卸売市場協会に加盟する中央卸売市場を開設する都市で、災害が発生し、災害を受けた都市の中央卸売市場開設者独自では生鮮食料品を被災都市の住民に十分に供給できない場合において、災害を受けていない都市の中央卸売市場開設者が友愛精神に基づき、相互に救援協力し、緊急・応急措置として、被災都市における生鮮食料品の確保を図るため、「全国中央卸売市場協会災害時相互応援に関する協定」を締結している。

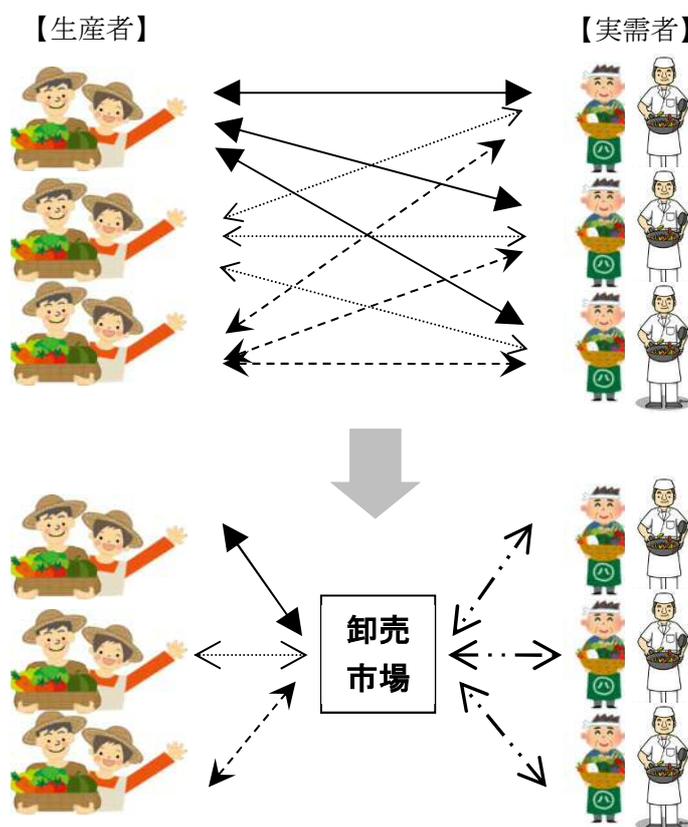
②卸売市場の社会的役割・機能

A) 食品物流拠点機能と流通コストの削減

卸売市場では多くの生産者から集められた生鮮食料品を様々な実需者のもとへ届けるため、集荷・分荷を行う食品物流の拠点としての機能が重要な役割となっている。

また、食品物流拠点機能は、流通コストの削減にもつながっている。卸売市場は中間手数料を取ることから、流通コストの増加につながるのではないかと思われるが、卸売市場があることで、図1の通り社会全体での総取引回数や輸送回数等が削減されるので、流通コストを低く抑えることができる。

【卸売市場での取引の概念図】



卸売市場が介入しない場合、生産者と実需者は互いに取引を行わなければならない。
卸売市場が介入した場合の方が、社会全体での総取引回数や輸送回数が少なくなるため、人件費や輸送費等が削減される。

B) 多種多様な品揃え

一般的に、産地直売所などでは卸売市場にはない商品が手に入れられることや、流通規格の存在によって、卸売市場に出回る品揃えは限られていると思われがちだが、卸売市場では特定の産地に限らず毎日多種多様な品目が集まり、顧客の好みに応じて異なる規格の物が置かれていることから、数量だけでなく選択幅の拡大の面でも消費者の生活に豊かさを提供している。

C) 需給調整の中心的担い手

市場外流通業者であっても供給過剰時には余分な荷を卸売市場に持ち込み、不足時には足りない分を卸売市場から仕入れることから、卸売市場は主に日々の需給調整において中心的担い手としての役割を果たしている。

D) 商品価値に応じた価格形成

消費者が、価格が商品価値に見合うかどうかを判断することは極めて困難であり、卸売市場が商品価値に応じた適正な価格形成を行っている。卸売市場においては価値が低い物と高い物が同時に並ぶ時、前者を後者より高い価格にすることはない。

E) 産地段階・小売段階等における自由競争の確保

卸売市場が全国に遍く存在していることによって、産地段階と小売段階のいずれにおいても自由で活発な競争が確保され、小規模なローカルチェーンも仕入が容易になっているといった背景がある。

F) 生産者に対する迅速な代金決済

一般的に小売店で消費者（個人）が買い物をする時、商品の受取と同時に代金を支払い、小売業者が仕入を行う時は代金の支払いは後日になるが、卸売市場は早ければ翌日、遅くとも1週間から10日程度と最も短い期間で、代金決済を迅速に実行している。この機能により、産地は代金回収リスクをほとんど懸念することなく安心して出荷することができるため、生産者の生産・出荷意欲を高め、ひいては国内生産力を維持し、技術・技能の発展等につながっている。

(2) 卸売市場に求められる機能の変化

現行プランでは、このように卸売市場の公共性・社会的役割・機能について整理をしたところであるが、商取引の変遷や情報発信技術の発達などの環境変化により、食品取引の形態は大きく変貌しており、今後、卸売市場に求められる機能も変化するものと考えられる。しかし、物流拠点設けることで取引総数が縮小し、食品流通の効率化を実現することから、卸売市場の機能のうち、食品を動かすための物流拠点機能は、今後どのように環境が変化したとしても、将来にわたり必要な機能として残るものと考えられる。したがって、今後の卸売市場は、物流拠点機能を基軸とした食品流通拠点へ変貌・発展するものと考えられる。

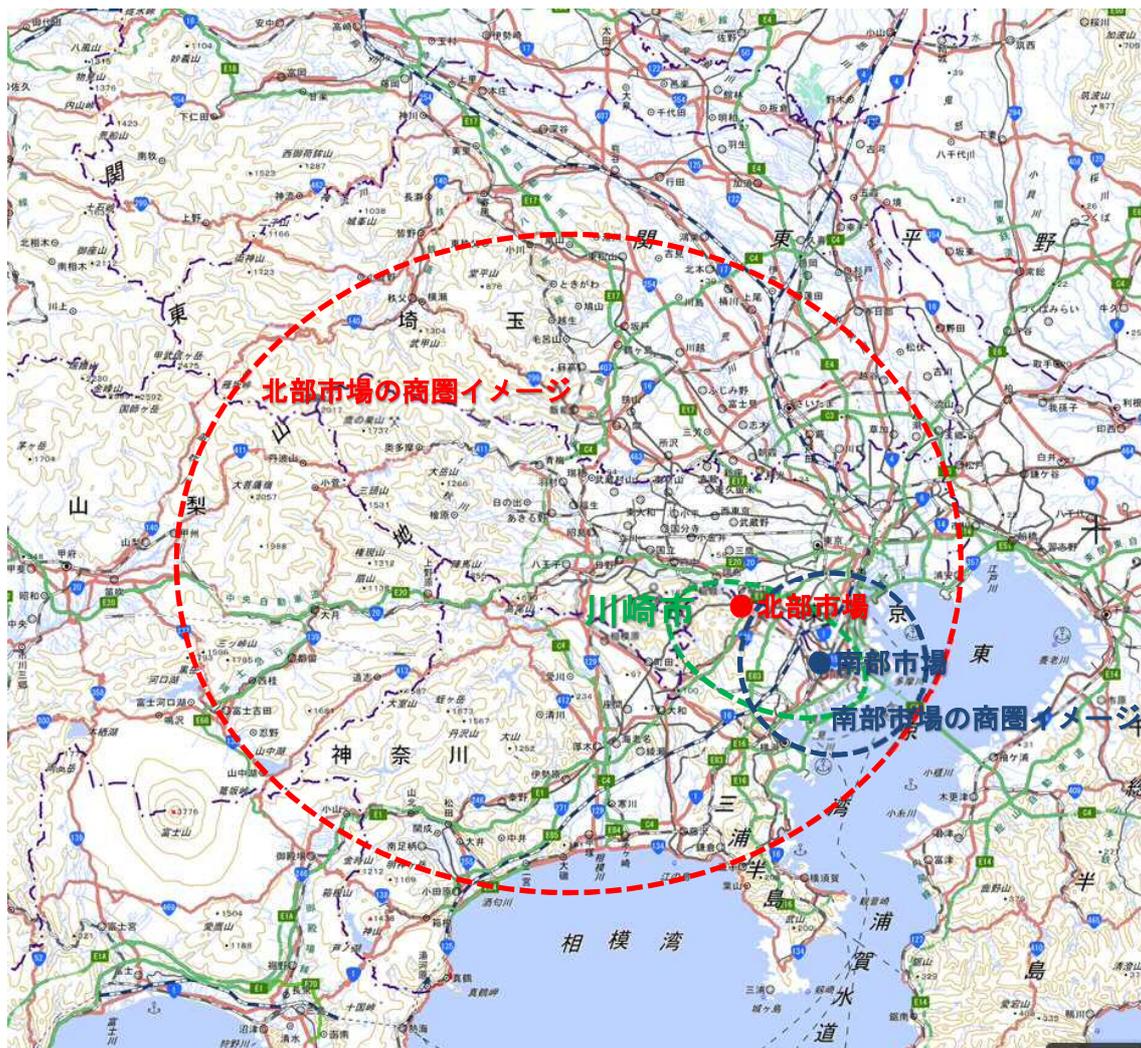
(3) 川崎市卸売市場の立地上の優位性

現行プランでは、川崎市卸売市場の強み・弱み・機会・脅威を以下のとおり整理したところである。本市卸売市場の基本方向を検討するに当たっては、本市卸売市場の強みを発揮することを重視し、ここでは最大の強みである立地上の優位性に注目することとする。

強み	弱み
■消費地に近接し、発達した交通網を有する	■施設の老朽化
■1市2市場による役割・機能分担	■電力量不足による施設整備の制限
■卸・仲卸業者のフットワーク	■1次加工・コールドチェーン等への対応力不足
■川崎市人口約150万人を抱える大消費地に立地	■公共施設としての営業活動自由度の低下
■指定管理者導入等の民間活力の活用	■市場会計の改善余地
機会	脅威
■環境負担軽減の意識の高まり	■人口減少による生鮮食料品需要量の減少
■食料品流通の広域化	■食品流通構造の変化による集荷力の低下
■量販店の大型化による取扱量の増加	■卸売市場間競争による利用率低下
■卸売市場法改正による取引ルールの自由度向上	■生鮮食料品店の減少
■卸売市場法改正による民間活力の活用強化	■近隣への高度化された卸売市場の整備

北部市場は、東名高速に近く交通の便に恵まれ、首都圏の西部に位置する立地特性と広大な敷地を持つ。また、南部市場は、輸出入の拠点である羽田空港に近接し、大消費地の中心市街地に位置する立地特性を持っている。この特性は、そのまま物流拠点としての優位性を持っていることを意味する。

【本市市場の立地優位性イメージ】



資料：国土地理院地図データより作成

(4) 本市における卸売市場の必要性

以上のような市内における食品物流拠点機能の必要性や川崎市卸売市場の立地上の優位性を踏まえた上で、本市における卸売市場の必要性について、以下のとおり整理できる。

① 市民への食の安定供給のための社会インフラ

本市周辺には大田市場、豊洲市場、横浜市場など、取扱量の大きい有力市場が存在するが、150万人の人口を抱える自治体として、他都市や市場外流通に依存するのではなく、市民生活の安全・安心のため、食の供給機能の要を独自に有している必要がある。

② 災害時の対応拠点や非常時のライフライン

卸売市場の敷地の広さや物流機能を活かした災害時の対応拠点及び非常時のライフラインとしての必要性も市民生活の安全・安心を担保する上で重要である。本市では、「川崎市業務継続計画」の中で卸売市場が災害時の救援物資の集積場所・輸送拠点として応急復旧活動拠点に位置付けられている。

③ 効率的な物流構造の観点から大量の食品を集荷・分荷するという物流拠点機能

商取引の変化や情報通信技術の発達などにより、食品取引の形態が変貌し、今後卸売市場に求められる機能が変わる可能性があるが、いかなる変化があろうとも、効率的な物流構造を考える場合には、大量の食品を集荷して分荷するという物流拠点機能の必要性は不変である。物流拠点として立地上の優位性を持つ現市場用地に将来にわたって卸売市場（食品物流拠点機能）を維持することは必要かつ合理的であると考えられる。

こうした検討から、本市には卸売市場（食品物流拠点機能）が必要であると結論付け、本市卸売市場を効果的・効率的に運営していくための手法を検討していくものとする。

【本市における卸売市場の必要性】

①市民への食の安定供給のための社会インフラ

②災害時の対応拠点や非常時のライフライン

③大量の食品を集荷・分荷するという物流拠点としての優位性



市内における卸売市場（食品物流拠点機能）の維持は必要かつ合理的

2 川崎市卸売市場の将来像

前頁1（4）本市における卸売市場の必要性で見たように、今後も現市場用地において卸売市場機能を維持し続けることは、社会インフラとして効率的で安定的な食品供給機能を果たす等の理由により必要である。そこで、これまでの卸売市場を取り巻く環境の変化や川崎市卸売市場の現状と課題の分析などを踏まえ、目指すべき川崎市卸売市場の将来像を以下のとおり定める。

（1）川崎市卸売市場（北部・南部共通）の将来像

- ① 最大限民間活力の導入を図りながら最小限の公の経費負担により、安全安心な生鮮食料品を市民に安定的に供給し続けている。

卸売市場は市民へ安全安心な食品を安定的に供給するという社会インフラとしての機能を果たし続ける必要があるが、市場の運営や整備に当たっては、最大限の民間活力の導入を図る必要がある。

一般に、民間活力の導入によって、①サービス提供の効率性・迅速性の向上、②サービス提供主体である民間事業者の専門性の発揮、③経済性の向上といった効果が期待されるところであり、卸売市場においても、卸売市場法の規制が緩和され、今後運営の自由度が拡大していく中で、民間事業者のノウハウを十分に発揮することにより効率的で効果的な運営を実現していくことが一層必要となってくる。また、施設整備においても民間活力の導入によって、より効率的な体制や低廉な費用で迅速な施工を実現できる可能性があり、流通環境の変化への適切な対応を図るため、最大限民間活力の導入に向けた取組を進めていく必要がある。

- ② 首都圏全体の生活を支えるインフラとして、近隣都市と連携しながら一定の公共関与の下に運営がなされている。

①でも述べたが、卸売市場は市民へ安全安心な食品を安定的に供給するという社会インフラとしての機能を果たし続ける必要がある。市場の運営や整備に当たっては、以下に示す理由から、近隣都市との連携と一定の公共関与が必要である。

卸売市場制度確立以降、道路交通網や冷蔵技術の発達により、生鮮食料品の輸送範囲は大幅に拡大し、今や開設区域を超えて市場で扱った品物が流通することが当たり前になっている。さらに今回の卸売市場法改正により開設区域が廃止され、制度上も広域流通が追認される格好となった。このような状況と市民に安定的に食品を供給するという卸売市場の使命を踏まえると、市場間競争という発想ではなく、近隣都市の卸売市場と相互補完的、あるいは役割分担などにより、広域連携物流を

構築するという建設的な視点へ転換することが必要である。

また、卸売市場は社会インフラとしての機能を果たし続ける必要があるため、運営効率を向上させるためにも、最大限民間活力の導入を図っていく必要があるが、民間を主体とする運営手法をとる場合においても、市が一定の関与を行う事業形態とすることなどにより、市が運営に一定関与する余地を残し、市民へ安全安心な食品を安定的に供給する機能を果たし続けていく必要がある。

③ 災害時の災害対応拠点としても機能し続け、安全安心な市民生活を支えている。

近年、地震や台風による風水害など自然災害が毎年のように起こっている。いつ起こるともわからない災害に対して、卸売市場の敷地の広さや物流機能を活かした災害時の対応拠点や非常時のライフラインとしての機能を備えておくことは、市民生活の安全・安心を担保する上で非常に重要である。

(2) 市場ごとのビジョン

上述した川崎市卸売市場（北部・南部共通）の将来像を踏まえ、市場ごとの特性から以下のとおり市場ごとのビジョンを明らかにする。

① 北部市場のビジョン

「首都圏における広域的食品流通の拠点」

広い敷地と、充実した交通網を有するという首都圏における立地優位性を活かし、食品流通ネットワークの一翼を担う。

② 南部市場のビジョン

「地域密着型食品流通の拠点」

本市の中心市街地に近い立地特性を活かし、市民の食生活を支えるとともに、食文化等の発信を担う。

3 川崎市卸売市場の運営体制

規制緩和や技術革新などの環境変化を踏まえ、川崎市卸売市場の運営については、効率性と公共性のバランスを取りながら、社会環境の変化等に迅速・的確な対応を可能とする柔軟な運営体制を選択する必要がある。

しかしながら、現状においては、改正卸売市場法施行の5年後に同法が見直されるなど制度転換の過渡期にあることに加え、全体的な機能更新にあたって必要とされる各種の検討に一定の時間が必要であるため、現行体制を維持するものとする。

【川崎市卸売市場の運営体制】

効率性と公共性のバランスを取りながら、社会環境の変化等に迅速・的確な対応を可能とする柔軟な運営体制を選択する。

【当面の運営体制】

■北部市場 → 制度転換の過渡期にあること等を踏まえ、当面川崎市による直営体制を維持する。

■南部市場 → 制度転換の過渡期にあること等を踏まえ、当面指定管理者による運営体制を維持する。

V 川崎市における卸売市場の施策の方向性と今後の取組

1 施策の方向性

以下の方向性のうち、①、②、③については、卸売市場法改正後もその必要性に変わりはないものとして現行プランの施策を概ね踏襲した内容としたが、④については改正卸売市場法の内容を踏まえ、新たな施策として追加した。

①消費者ニーズに合った商品を安定供給するための基本機能の強化

流通の変化に対応した効率的で機動性のある食品流通拠点としての機能、顧客ニーズへ柔軟に対応できる食品流通拠点としての機能、出荷者と実需者をつなぐコーディネート機能を強化する。

②市場に求められる社会的機能の発揮

食の安全・安心と食文化の情報発信機能を強化し、循環型社会形成に資するエコ市場化に向けた取組を一層推進するとともに、災害対応拠点機能の発揮のための取組を強化する。

③効率的な機能維持手法の確保

食品物流拠点機能を持続的に発揮するとともに、社会環境の急速な変化に迅速・的確に対応できる運営体制の確立を目指す。

④規制緩和を活かした市場運営（新規）

卸売市場法改正に伴う規制緩和を踏まえ、より自由度の高い取引環境を整備するとともに、市民に親しまれる市場化の推進や市場用地への新規機能の導入についての検討など、これまで諸規制により行うことのできなかつた取組を実施する。

川崎市卸売市場の課題と施策の方向性の関係

課題	内容	施策の方向性	内容
(1) 多様化するニーズへの対応	<ul style="list-style-type: none"> 消費者の食の簡便化志向や量販店等のアウトパック志向を受けた、パッケージ済み商品や二次加工済み商品へのニーズ対応。 消費者の食の安全に関する意識を背景とした、産地や流通経路にかかわる情報や品質管理についてのニーズ対応。 その他多様化するニーズへ対応していく必要がある。 	(1) 消費者ニーズに合った商品を安定供給するための基本機能の強化	流通の変化に対応した効率的で機動性のある食品流通拠点としての機能、顧客ニーズへ柔軟に対応できる食品流通拠点としての機能、出荷者と実需者をつなぐコーディネート機能を強化する。
(2) 市場の社会的役割の発揮	<ul style="list-style-type: none"> 食育や花育、食文化の継承に関する取組。 消費エネルギー化、廃棄物削減など、卸売市場の運営に伴う環境負荷の低減。 卸売市場の敷地の広さや物流機能を活かした災害時の対応拠点や非常時のライフラインとしての役割。 卸売市場の社会インフラとしての重要性を市民に発信し、理解を得ていく取組。 	(2) 市場に求められる社会的機能の発揮	食の安全・安心と食文化の情報発信機能を強化し、循環型社会形成に資するエコ市場化に向けた取組を一層推進するとともに、災害対応拠点機能の発揮のための取組を強化する。
(3) 市場経営の健全化	<ul style="list-style-type: none"> 効率的な運営による持続可能な経営体制の確立。 事業費支出の削減や使用料収入の確保に向けた取組 施設整備の際の費用対効果の検証 民間資金・活力の導入などについての検討。 	(3) 効率的な機能維持手法の確保	食物流通拠点機能を持続的に発揮するとともに、社会環境の急速な変化に迅速・的確に対応できる運営体制の確立を目指す。
(4) 改正卸売市場法への対応	<ul style="list-style-type: none"> 生産者所得の向上と消費者ニーズへの的確な対応、食品流通の合理化に向けた取引ルールの設定・公表。 規制緩和による市場運営の自由度が向上したことを好機と捉えた新たな市場運営手法の導入。 	(4) 規制緩和を活かした市場運営(新規)	卸売市場法改正に伴う規制緩和を踏まえ、より自由度の高い取引環境を整備するとともに、市民に親しまれる市場化の推進や市場用地への新規機能の導入についての検討など、これまで諸規制により行っていたことのできなかった取組を実施する。

2 基本目標

施策の方向性を踏まえ、基本目標を以下のとおり定める。

以下の基本目標のうち、①～⑥については、概ね現行プランの基本目標を概ね踏襲した内容としたが、⑦については卸売市場法の改定内容を踏まえ、新たな目標として追加した。

①流通の変化に対応した効率的で機動性のある食品流通拠点としての機能発揮

流通構造の変化に積極的に対応し、出荷者・実需者にとって利便性の高い物流機能を発揮して商流・物流の効率化に寄与することで、機動性のある食品流通拠点としての機能を強化する。

②顧客ニーズへ柔軟に対応できる食品流通拠点としての機能発揮

消費者の利便性指向の高まりと、実需者のアウトパック化に対応するため、加工・パッケージング等の付加サービスを強化することにより、出荷者・実需者をサポートするほか、新規顧客の獲得を図るなど競争力強化を支える食品流通拠点としての機能を強化する。

③出荷者と実需者をつなぐコーディネート機能の強化

出荷者と実需者の双方向の情報交流ニーズに対応するため、消費者ニーズを出荷者に、また、産地の出荷動向や商品情報を実需者に情報提供し、出荷者と実需者をつなぐコーディネート機能を発揮する。

④食の安全・安心と食文化に関する取組の強化

消費者の食の安全・安心、健康への関心の高まりに応えるため、食育（花育）や食文化、食品流通拠点としての社会的役割など、食を中心とした情報発信機能を発揮する。

⑤環境と災害対策の強化

省エネ・省資源対策やごみの発生量の抑制などの環境対策を推進することで環境保全型・循環型の食品流通拠点を目指す。また、救援物資や被災者の食料の集積など、災害時の災害対応拠点としての機能を発揮する。

⑥効率的な機能維持手法の確立

当面現行体制を維持しつつ、市場経営の効率化を図り、今後の状況変化に迅速・的確に対応できる市場経営体制の確立を目指す。また、社会環境や食品流通・市場取引環境の急速な変化に迅速・的確に対応できる整備手法を確立する。

⑦規制緩和を活かした自由度の高い取組の実施（新規）

卸売市場法改正に伴う規制緩和を踏まえ、より自由度の高い取組の実現に向けた取引ルールを確立するとともに、市民に親しまれる市場化の推進や市場用地への新規機能の導入についての検討など、これまで諸規制により行うことのできなかつた取組を実施する。

3 基本施策と取組内容

施策の方向性及び基本目標等を踏まえた基本施策と取組内容は、以下のとおりである。

以下は、現行プランの基本目標ごとの推進状況や課題を踏まえ、この度改訂する経営プランで実施する基本施策と取組内容を記載している。

基本目標 1

流通の変化に対応した効率的で機動性のある食品流通拠点としての機能発揮

基本施策① 共同配送等による物流の効率化の検討

物流コストが上昇傾向にある中で、場内事業者の連携に基づき物流の効率化を実現するための手法について検討する。

■取組内容等

取組内容	市場	取組主体								
		開設者	指定管理者	青果卸	青果仲卸	水産卸	水産仲卸	花き卸	花き仲卸	関連事業者
ア) 物流の効率化手法の検討	北部	○	—	○	◎	○	◎	○	◎	○
	南部	○		○	◎	○	◎	○	◎	○

(◎：特に中心的な役割を果たす取組主体 ○：取組主体 以下も同様)

■実施スケジュール

第1期前半 (2016年度-2018年度)	第1期後半 (2019年度-2020年度)	第2期 (2021年度-2025年度)
検討	検討を踏まえた調整	取組実施

基本施策② 市場全体の機能配置や車両動線の見直しによる場内物流体制の強化

(北部市場の重点施策)

駐車場の利用ルールの見直しや場内動線の円滑化、荷捌き場の移転・拡充による卸売場の有効活用など、場内事業者・出荷者・実需者にとって利便性の高い物流機能を発揮することを目的に、最適な機能配置や物流効率の向上に向けて、民間活力の導入により市場機能の更新が図られる整備手法について検討する。

■取組内容等

取組内容	市場	取組主体								
		開設者	指定管理者	青果卸	青果仲卸	水産卸	水産仲卸	花き卸	花き仲卸	関連事業者
ア) 市場機能の更新が図られる整備手法の検討	北部	◎	—	○	○	○	○	○	○	○
	南部									

■実施スケジュール

第1期前半 (2016年度-2018年度)	第1期後半 (2019年度-2020年度)	第2期 (2021年度-2025年度)
検討	検討及び調整	調整等

【現在までの取組状況】

- ・物流の効率化に向けて、事業者へのヒアリングを実施し、検討した結果、共同配送によるコストメリットは認めつつも、納品先や品目に関する情報の漏えい、同じ時間帯に納品希望が集中するなど共同納品の課題が浮上したため、実施条件が整った後に推進することとした。
- ・事業者へのヒアリングを実施し、市場全体の機能強化に向けた検討を行った。

基本目標 2

顧客ニーズへ柔軟に対応できる食品流通拠点としての機能発揮

基本施策① 加工・調製や保管・配送機能といった付加機能の充実

(北部市場の重点施策)

加工・調製や保管・配送機能といった付加機能の充実に向けて、民間活力の導入により市場機能の更新が図られる整備手法を検討し、適切に整備を進める。

■取組内容等

取組内容	市場	取組主体								
		開設者	指定管理者	青果卸	青果仲卸	水産卸	水産仲卸	花き卸	花き仲卸	関連事業者
ア) 市場機能の更新が図られる整備手法の検討	北部	◎	—	○	○	○	○	○	○	○
	南部									

■実施スケジュール

第1期前半 (2016年度-2018年度)	第1期後半 (2019年度-2020年度)	第2期 (2021年度-2025年度)
検討	検討及び調整	調整及び取組実施

基本施策② コールドチェーンシステムの確保に向けた取組（北部市場の重点施策）

低温卸売スペースの確保及び良好な場内の温度環境の実現（換気、排熱対策等）に向けて、民間活力の導入により市場機能の更新が図られる整備手法を検討し、適切に整備を進める。

■取組内容等

取組内容	市場	取組主体								
		開設者	指定管理者	青果卸	青果仲卸	水産卸	水産仲卸	花き卸	花き仲卸	関連事業者
ア) 市場機能の更新が図られる整備手法の検討	北部	◎	—	○	○	○	○	○	○	○
	南部									

■実施スケジュール

第1期前半 (2016年度-2018年度)	第1期後半 (2019年度-2020年度)	第2期 (2021年度-2025年度)
検討	検討及び調整	調整及び取組実施

基本施策③ トレーサビリティシステム等への対応

産地との連携強化により、新たなトレーサビリティシステムを研究するなど、流通過程の明確化に向けた取組を行う。

■取組内容等

取組内容	市場	取組主体								
		開設者	指定管理者	青果卸	青果仲卸	水産卸	水産仲卸	花き卸	花き仲卸	関連事業者
ア) 流通過程の明確化に向けた検討	北部		—	◎	○	◎	○	◎	○	○
	南部			◎	○	◎	○	◎	○	○

■実施スケジュール

第1期前半 (2016年度-2018年度)	第1期後半 (2019年度-2020年度)	第2期 (2021年度-2025年度)
検討	検討及び調整	調整及び取組実施

基本施策④ コンプライアンス遵守とモラル向上

法令遵守に対する意識向上のための市場関係者への啓発活動に加え、品質表示や衛生管理の適正化等に向けた推進体制を強化する。

■取組内容等

取組内容	市場	取組主体								
		開設者	指定管理者	青果卸	青果仲卸	水産卸	水産仲卸	花き卸	花き仲卸	関連事業者
ア) 法令遵守に対する意識向上のための啓発活動の実施	北部	○	—	○	○	○	○	○	○	○
	南部	○	○	○	○	○	○	○	○	○
イ) 品質表示や衛生管理の適正化に向けた推進体制強化	北部	○	—	○	○	○	○	○	○	○
	南部	○	○	○	○	○	○	○	○	○

■実施スケジュール

第1期前半 (2016年度-2018年度)	第1期後半 (2019年度-2020年度)	第2期 (2021年度-2025年度)
検討	検討及び調整	調整及び取組実施

基本施策⑤ 集荷・販売体制の強化

地場産品等の独自産地の開拓、新規顧客の確保に努め、集荷・販売の双方から営業体制の強化に取り組む。

■取組内容等

取組内容	市場	取組主体								
		開設者	指定管理者	青果卸	青果仲卸	水産卸	水産仲卸	花き卸	花き仲卸	関連事業者
ア)集荷にかかわる営業体制の強化	北部		—	◎	○	◎	○	◎	○	
	南部			◎	○	◎	○	◎	○	
イ)販売にかかわる営業体制の強化	北部		—	○	◎	○	◎	○	◎	
	南部			○	◎	○	◎	○	◎	

■実施スケジュール

第1期前半 (2016年度-2018年度)	第1期後半 (2019年度-2020年度)	第2期 (2021年度-2025年度)
検討	検討及び調整	調整及び取組実施

【現在までの取組状況】

- ・ コールドチェーンの推進に向けて、平成30（2018）年度の水産卸売場内の2カ所の詰所を低温の卸売場とした。
- ・ トレーサビリティシステムの確立に向けて、平成28（2016）年度に事業者ヒアリングを実施し、検討を行ったが、事業者単位の取組は見られたものの、市場全体の取組としての関心は低く具体的な展開は見られなかった。
- ・ コンプライアンスの遵守については、衛生検査所による指導・監視を継続し、水産物部意見交換会で衛生検査所から情報提供を行った。また、事業者講習会を開催してHACCP対応に関する情報提供を行った。
- ・ 集荷・販売体制の強化に向けて、平成29（2017）年度に水産物部の鮮魚・活魚セリを復活した。
- ・ 平成30（2018）年度には川崎北部市場水産仲卸協同組合が、川崎市北部市場の「新しいブランド」の確立を目的に（株）ミートエポックの「エイジングシート」を活用した共同開発を行い、『発酵熟成鮮魚（商標出願中）』を商品化した。

基本目標 3

出荷者と実需者をつなぐコーディネート機能の強化

基本施策① 消費者・実需者等の多様化するニーズへの対応に向けた情報提供等

小売店や消費者団体等との定期的な情報交換により顧客ニーズを把握するとともに、目揃え会の開催などの取組を通して、出荷者との連携によりニーズに合った品揃えを強化する。

※目揃え会：味などの品質を一定に保つため、作物を出荷する前に、出荷規格、要領、選別基準の目安を決める会

■取組内容等

取組内容	市場	取組主体								
		開設者	指定管理者	青果卸	青果仲卸	水産卸	水産仲卸	花き卸	花き仲卸	関連事業者
ア) 定期的な情報交換や目揃え会の開催	北部		—	○	○	○	○	○	○	○
	南部			○	○	○	○	○	○	○

■実施スケジュール

第1期前半 (2016年度-2018年度)	第1期後半 (2019年度-2020年度)	第2期 (2021年度-2025年度)
検討	調整及び取組実施	取組実施

基本施策② 産地情報の提供やリテールサポートの推進（南部市場の重点施策）

産地や商品の特徴の情報発信やPRによる営業の拡大や、青果・水産・加工の共同営業により、実需者のニーズに対応する。

■取組内容等

取組内容	市場	取組主体								
		開設者	指定管理者	青果卸	青果仲卸	水産卸	水産仲卸	花き卸	花き仲卸	関連事業者
ア) 産地や商品の特徴の 発信・PR	北部		—	○	○	○	○	○	○	
	南部			○	○	○	○	○	○	
イ) 青果・水産・加工の 共同営業	北部									
	南部			○	○	○	○	○	○	○

■実施スケジュール

第1期前半 (2016年度-2018年度)	第1期後半 (2019年度-2020年度)	第2期 (2021年度-2025年度)
検討及び取組実施	継続実施	継続実施

【現在までの取組状況】

- ・平成28（2016）年度に市場協会のホームページをリニューアルし、場内事業者の情報発信環境を整備するとともに、WEBを活用したパイロット事業を実施した。
- ・南部市場では、ブログでの食材及び調理方法の紹介を開始した。

基本目標 4

食の安全・安心と食文化に関する取組の強化

基本施策① 食の安全・健康の受発信

衛生検査所との連携等により、食品の安全・安心の確保に取り組む。

■取組内容等

取組内容	市場	取組主体								
		開設者	指定管理者	青果卸	青果仲卸	水産卸	水産仲卸	花き卸	花き仲卸	関連事業者
ア) 衛生検査所との連携による食の安全・安心の確保	北部	○	—	○	○	○	○	○	○	○
	南部	○	○	○	○	○	○	○	○	○

■実施スケジュール

第1期前半 (2016年度-2018年度)	第1期後半 (2019年度-2020年度)	第2期 (2021年度-2025年度)
取組実施	継続実施	継続実施

基本施策② 食文化の継承・発展

ホームページ等の充実による消費者への情報発信の強化や、食育や花育に関する場内関係者の活動についてのPRを強化し、食や花等の文化の発信拠点としての役割を果たす。

■取組内容等

取組内容	市場	取組主体								
		開設者	指定管理者	青果卸	青果仲卸	水産卸	水産仲卸	花き卸	花き仲卸	関連事業者
ア) ホームページ等の充実	北部	◎	—	○	○	○	○	○	○	○
	南部		◎	○	○	○	○	○	○	○
イ) 食育や花育に関する場内関係者の活動のPR強化	北部	◎	—	○	○	○	○	○	○	○
	南部		◎	○	○	○	○	○	○	○

■実施スケジュール

第1期前半 (2016年度-2018年度)	第1期後半 (2019年度-2020年度)	第2期 (2021年度-2025年度)
取組実施	継続実施	継続実施

【現在までの取組状況】

- ・衛生検査所との連携等により、食品の安全・安心の確保に取り組んでいる。
- ・場内事業者と連携した食育・花育イベントを実施し、北部市場では、親子体験教室、市場体験教室、市場見学の受入等を行い、南部市場では、「魚さばき方教室」等の市民向けセミナーや「夏休み市場体験」等の子ども向け講座の開催に加え、市場見学受入れを行っている。
- ・南部市場では、ブログでの食材及び調理方法の紹介を開始した。
- ・一般消費者向けイベントとしては、北部市場は、関連事業者による「朝市」（毎週土曜）、水産物部による「市民感謝デー」（隔月）を開催しており、南部市場では「いちば市」（月1回）、「食鮮まつり」（年1回）を開催している。

基本目標5

環境と災害対策の強化

基本施策① クリーンエネルギーの推進

照明等のLED化や、冷暖房器具を入れ替える際はより熱を放出しないものを選ぶほか、リフトについては卸売場内に熱がこもりやすいプロパン式のものから電動式への切り替えを促す等の取組により、場内の温度管理への影響がより少ない設備等の普及に努める。

■取組内容等

取組内容	市場	取組主体								
		開設者	指定管理者	青果卸	青果仲卸	水産卸	水産仲卸	花き卸	花き仲卸	関連事業者
ア) 場内の温度管理への影響がより少ない設備等の普及	北部	○	—	◎	○	◎	○	◎	○	○
	南部	○	○	◎	○	◎	○	◎	○	○

■実施スケジュール

第1期前半 (2016年度-2018年度)	第1期後半 (2019年度-2020年度)	第2期 (2021年度-2025年度)
取組実施	継続実施	継続実施

基本施策② ごみ減量化対策

廃棄物の発生抑制や分別の徹底、生ごみ処理機等による再生利用の促進により、市場内で排出されるごみの削減に取り組む。

■取組内容等

取組内容	市場	取組主体								
		開設者	指定管理者	青果卸	青果仲卸	水産卸	水産仲卸	花き卸	花き仲卸	関連事業者
ア) 廃棄物の適正処理	北部	○	—	○	○	○	○	○	○	○
	南部	○	○	○	○	○	○	○	○	○
イ) 生ごみ処理機の利用促進	北部		—	○	○					
	南部									

■実施スケジュール

第1期前半 (2016年度-2018年度)	第1期後半 (2019年度-2020年度)	第2期 (2021年度-2025年度)
取組実施	継続実施	継続実施

基本施策③ 事業継続計画（BCP）の策定・運用

事業継続計画（BCP）の策定に関する啓発や策定・運用を行う。

■取組内容等

取組内容	市場	取組主体								
		開設者	指定管理者	青果卸	青果仲卸	水産卸	水産仲卸	花き卸	花き仲卸	関連事業者
ア) 事業継続計画（BCP）の策定に向けた取組	北部	○	—	○	○	○	○	○	○	○
	南部	○	○	○	○	○	○	○	○	○

■実施スケジュール

第1期前半 (2016年度-2018年度)	第1期後半 (2019年度-2020年度)	第2期 (2021年度-2025年度)
取組実施	継続実施	継続実施

基本施策④ 非常時における市場機能の維持

川崎市地域防災計画における救援物資等の市集積場所など、災害時の災害対応拠点としての機能の発揮に向けた場内事業者等への啓発活動を行う。また、有事に災害対応拠点としての機能が発揮できるよう、必要な老朽化対応を実施する。

■取組内容等

取組内容	市場	取組主体								
		開設者	指定管理者	青果卸	青果仲卸	水産卸	水産仲卸	花き卸	花き仲卸	関連事業者
ア) 場内事業者等への啓発活動の実施	北部	○	—							
	南部	○								
イ) 必要な老朽化対応を実施	北部	○	—							
	南部	○								

■実施スケジュール

第1期前半 (2016年度-2018年度)	第1期後半 (2019年度-2020年度)	第2期 (2021年度-2025年度)
取組実施	継続実施	継続実施

【現在までの取組状況】

- ・平成30(2018)年度は、北部市場の関連棟の売場における照明のLED化を実施した。
- ・廃棄物の発生抑制や分別の徹底、生ごみ処理機等による再生利用の促進により、市場内で排出されるごみの削減に適切に取り組んだ。
- ・平成28(2016)年度は、卸売市場の事業継続計画(BCP)を策定し、場内事業者にも作成を促進した。
- ・平成29(2017)年度は、防災をテーマとした事業者講習会を開催した。
- ・平成28(2016)年度までに、北部市場、南部市場ともに耐震補強工事は実施済みであり、その後は必要に応じた老朽化対応を実施している。

基本目標 6

効率的な機能維持手法の確立

基本施策① 開設者による経営改善指導の適切な実施

業務検査の充実により、卸売業者や仲卸業者の経営改善指導に取り組む。

■取組内容等

取組内容	市場	取組主体								
		開設者	指定管理者	青果卸	青果仲卸	水産卸	水産仲卸	花き卸	花き仲卸	関連事業者
ア) 業務検査の実施	北部	○	—							
	南部	○								

■実施スケジュール

第1期前半 (2016年度-2018年度)	第1期後半 (2019年度-2020年度)	第2期 (2021年度-2025年度)
取組実施	継続実施	継続実施

基本施策② 市場経営の効率化と市場会計の健全化に向けた検討

各種規制のあり方や、南部市場で導入した指定管理制度の効果を検証するとともに、事業費支出の削減や使用料収入の確保に向けた取組、施設整備の際の費用対効果の検証、民間資金・活力の導入の検討など、市場経営の効率化と市場会計の健全化を目指した持続的な市場経営体制の確立手法を検討する。

■取組内容等

取組内容	市場	取組主体								
		開設者	指定管理者	青果卸	青果仲卸	水産卸	水産仲卸	花き卸	花き仲卸	関連事業者
ア) 各種規制のあり方の検討	北部	○	—							
	南部	○								
イ) 指定管理制度の効果の検証	北部	○	—							
	南部	○	○							

■実施スケジュール

第1期前半 (2016年度-2018年度)	第1期後半 (2019年度-2020年度)	第2期 (2021年度-2025年度)
検討及び取組実施	継続実施	継続実施

基本施策③ 施設の長寿命化と有効活用

老朽化対策による施設の長寿命化の方針を踏まえ、既存施設の有効活用を検討する。
 建築物、電気設備、機械設備ごと、施設・設備ごとの老朽化等の状況を調査し、必要に応じて部分的に補修・更新することで、費用面又は運用面での効率化を図るなど、効率的な機能維持手法を確立する。

■取組内容等

取組内容	市場	取組主体								
		開設者	指定管理者	青果卸	青果仲卸	水産卸	水産仲卸	花き卸	花き仲卸	関連事業者
ア) 老朽化対策と既存施設の有効活用	北部	○	—							
	南部	○								

■実施スケジュール

第1期前半 (2016年度-2018年度)	第1期後半 (2019年度-2020年度)	第2期 (2021年度-2025年度)
取組実施	継続実施	継続実施

【現在までの取組状況】

- ・業務検査及び卸売業者や仲卸業者の経営改善指導を適切に実施した。
- ・平成30(2018)年度は、市場管理システムをリニューアルし、管理業務の効率化を図った。
- ・各種規制のあり方については、卸売市場法改正を受け検討した。
- ・指定管理者制度の効果検証は毎年実施している。
- ・適宜必要に応じた老朽化対応を実施している。
- ・市場会計の健全化に向けては、毎年新地方公会計制度に基づく財務諸表を作成し、公表している。

基本目標7

規制緩和を活かした自由度の高い取組の実施（新規）

2020年の改正卸売市場法の施行に備え、食品流通の合理化と生鮮食料品等の公正な取引環境の確保を両立する取引ルールを策定し、自由度の高い取引環境を整備するとともに、新規機能の導入についての検討など、これまで諸規制により行うことのできなかつた取組を実施する。

基本施策① 新たな取引ルールの策定と公表（新規）

改正卸売市場法の趣旨を踏まえ、食品流通の合理化と生鮮食料品等の公正な取引環境の確保を両立する取引ルールを策定することにより、消費者・生産者双方のメリット向上を図る。

本市卸売市場における取引ルールの策定方針は、以下のとおりである。

【取引ルールの策定方針】

ア) 共通の取引ルールについて

改正卸売市場法では、公正・安定的に業務運営を行える卸売市場を中央又は地方卸売市場として認定する条件として、生鮮食料品等の公正な取引の場として共通の取引ルールを遵守することを求めている。本市卸売市場では、共通の取引ルールを遵守し、中央又は地方卸売市場としての認定を受ける方針とする。

イ) その他取引ルールの方向性

共通の取引ルール以外を定める場合には、関係者の意見を踏まえ、共通の取引ルールに反しない範囲において、当該卸売市場や取扱品目ごとの実情に応じて、取引ルールの設定を行うことができるとなっている。

改正卸売市場法の趣旨を反映させること、現状でも例外取引についての申請をほぼ認めている状況であること、近隣市場との競争上、規制の多い市場は敬遠される懸念があることなどの理由から、取引ルールの原則自由化を推進する方針とする。

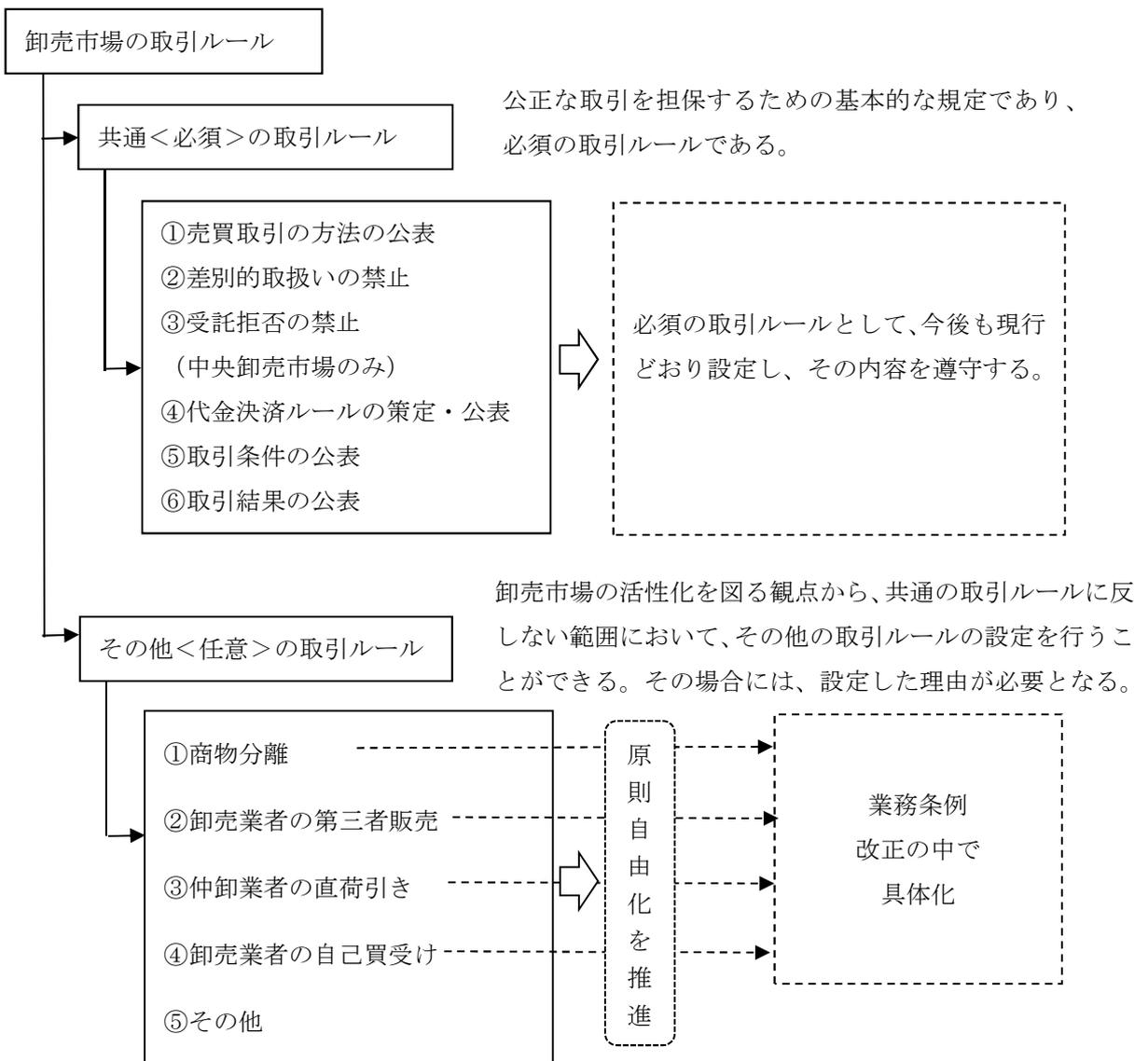
■取組内容等

取組内容	市場	取組主体								
		開設者	指定管理者	青果卸	青果仲卸	水産卸	水産仲卸	花き卸	花き仲卸	関連事業者
ア) 新たな取引ルールの策定・公表	北部	◎	—	○	○	○	○	○	○	
	南部	◎	○	○	○	○	○	○	○	

■実施スケジュール

第1期前半 (2016年度-2018年度)	第1期後半 (2019年度-2020年度)	第2期 (2021年度-2025年度)
検討	検討及び策定・公表、 新たなルールに基づく運営 (2019年度予定)	ルールに基づく運営

【取引ルール策定方針の概要】



基本施策② 市民に親しまれる市場化等、新規機能の導入の推進（新規）

年間を通して市民の来場機会を創出するなど市民に親しまれる市場化の推進や、市場用地への新規機能の導入についての検討等、これまで諸規制により行うことができなかった取組を実施する。

■取組内容等

取組内容	市場	取組主体								
		開設者	指定管理者	青果卸	青果仲卸	水産卸	水産仲卸	花き卸	花き仲卸	関連事業者
ア) 市民に親しまれる市場化の推進	北部	◎	—	○	○	○	○	○	○	○
	南部	◎	○	○	○	○	○	○	○	○
イ) 市場用地への新規機能の導入	北部	◎	—	○	○	○	○	○	○	○
	南部	◎	○	○	○	○	○	○	○	○

■実施スケジュール

第1期前半 (2016年度-2018年度)	第1期後半 (2019年度-2020年度)	第2期 (2021年度-2025年度)
検討	検討及び調整、取組実施	調整及び取組実施

VI 今後の推進に向けて

改訂経営プランを推進するために、以下の通り将来ビジョンに基づき、推進体制の確立や、計画的な施設整備の手法の導入を検討する。

1 経営プランの推進体制

基本施策については、各取組主体が中心となって推進する。

特に、重点施策については、それぞれ市場関係者の連携体制を構築して推進する。

2 経営プランの進捗管理

改訂経営プラン全体の進捗管理については、川崎市中央卸売市場開設運営協議会が行う。

3 計画的な施設整備の推進

基本目標の実現に向け必要となる施設整備については、今後のあるべき市場全体の姿を見据えて、施設全体を俯瞰した手法や手順を定める計画を策定し、それに沿った整備を推進する。

今後見込まれる社会環境や食品流通・市場取引環境の急速な変化への迅速・的確な対応が必要であること、また、厳しい市の財政状況にあることを踏まえ、可能な限り市の直営ではなく、民間活力の導入による整備を検討する。

特に、北部市場については、主要な施設が著しく老朽化しているため、計画的な修繕を実施しているにもかかわらず、設備機器類の不具合の発生が増加傾向にある。卸売市場として将来的にも機能の維持・更新ができるよう、市の公共建築物長寿命化方針を踏まえつつ、全体的な機能更新に向けて最も効率的・効果的な整備手法を検討していくものとする。その際、今後の卸売市場の運営に必要な機能の確保や民間活力の導入の効果を最大化するため市場用地の高度利用等が必要な場合には、土地利用や建築に関わる規制への対応等について検討する。

一方、南部市場については、大規模再整備は実施済みであるが、今後の機能強化・機能更新にあたっては、可能な限り民間活力の導入による整備手法を検討する。

なお、民間活力の導入にあたってはサウンディング手法などにより、事業内容や事業スキーム等に関して、民間事業者の意見や提案などを聴取することも視野に入れつつ、対象事業の検討を進める。

【施設整備手法】

■北部市場 → 市場全体の機能の維持・更新に向け、最適な整備手法を検討する。

■南部市場 → 大規模再整備を実施済み、今後は民間活力の導入による整備手法を検討する。

4 経営プラン推進上の留意点

改正卸売市場法は、附則第 11 条で「この法律の施行後 5 年を目途として、食品等の生産、流通及び消費の動向及び実態を踏まえ、この法律による改正後のそれぞれの法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な見直しを行う」としている。

改訂経営プランの推進に当たっては、取引ルールの変更など規制緩和がもたらす本市卸売市場への影響を把握するとともに、施行 5 年後の卸売市場法の見直しの動向を注視し、必要に応じた対応をとることが必要である。

5 成果指標

以下のとおり、成果指標を設定する。

◆指標の設定

市場を表す指標として、取扱量を設定する（北部市場と南部市場の青果及び水産物の取扱量）。

◆指標の内容

本市市場においては、今後とも平成 26（2014）年度の取引量を維持していく。

現状値（2014 年度）		→	2025 年度	
151,433 トン			151,433 トン	
（内訳）			（内訳）	
北部	141,175 トン		北部	141,175 トン
南部	10,258 トン		南部	10,258 トン

Ⅶ 参考資料

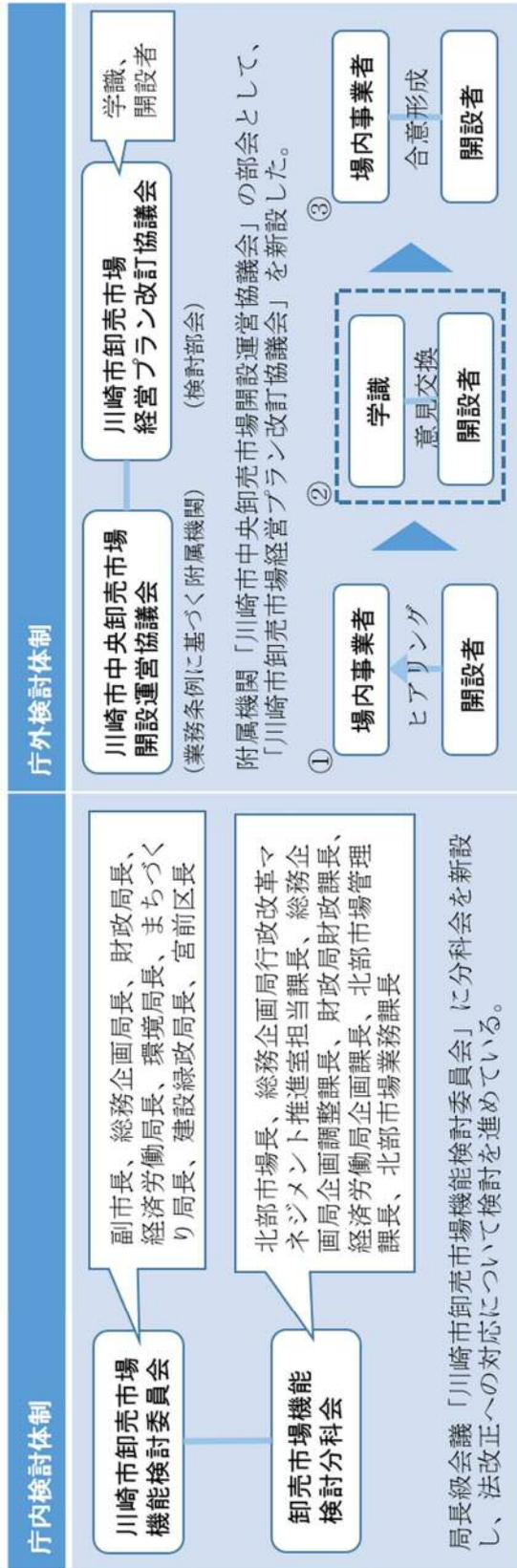
1 卸売市場法の改正に伴う川崎市卸売市場経営プランの改訂について

卸売市場法の改正に伴う川崎市卸売市場経営プランの改訂について

参考資料

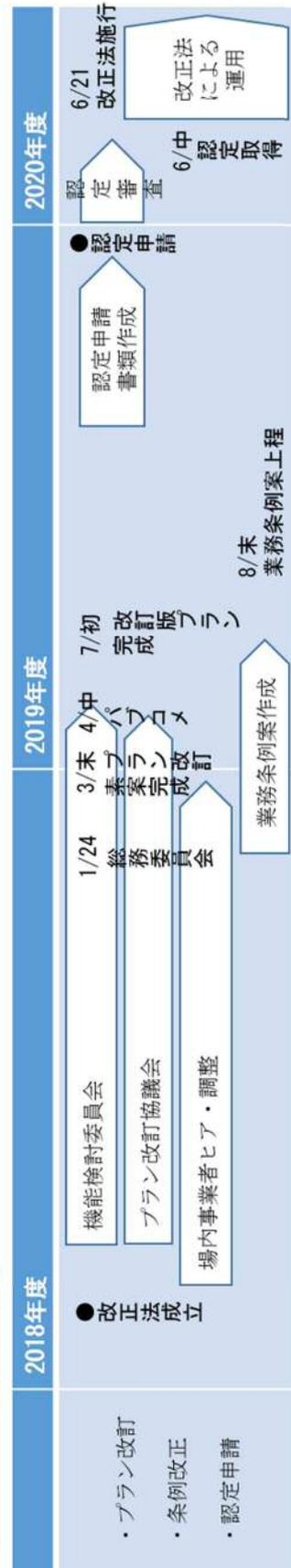
<検討体制>

「本市卸売市場の方向性を明らかにする卸売市場経営プランの改訂」と「市場内の取引ルールを規定する業務条例の改正」を庁内関係局及び場内事業者等との合意形成を通じて実現する必要がある。具体的には以下の体制により検討を進めている。



<スケジュール>

H32年度に予定される改正法施行を踏まえて①経営プランの改訂、②業務条例の改正、③国・県への認定申請を以下スケジュールどおり実現していく必要がある。



平成 31 年 1 月 24 日総務委員会資料を再編集

2 川崎市卸売市場経営プラン改訂版とりまとめの経緯について

<平成 30 年>

- 6 月 5 日 第 1 回卸売市場機能検討委員会
(経営プラン改訂方針・分科会設立についての決定)
- 7 月 26 日 総務委員会
(経営プラン改訂方針について報告)
- 8 月 1 日 川崎市中央卸売市場開設運営協議会
(経営プラン改訂方針・部会設立についての決定)
- 9 月-10 月 場内事業者ヒアリング
(経営プラン改訂にあたっての意見聴取)
- 10 月 19 日 第 1 回卸売市場経営プラン改訂協議会
(改訂の方向性について検討)

<平成 31 年 (令和元年) >

- 1 月 8 日 第 2 回卸売市場機能検討委員会
(経営プラン改訂骨子案について了承)
- 1 月中旬 場内事業者ヒアリング
(経営プラン改訂骨子案について説明)
- 1 月 24 日 総務委員会
(経営プラン改訂骨子案について了承)
- 2 月 14 日 第 2 回卸売市場経営プラン改訂協議会
(経営プラン改訂版案について検討)
- 2 月 26 日 川崎市中央卸売市場開設運営協議会
(経営プラン改訂版案について了承)
- 3 月 12 日 第 3 回卸売市場機能検討委員会
(経営プラン改訂版案について了承)
- 3 月 27 日-4 月 26 日 パブリックコメント手続きの実施
- 5 月 17 日 第 3 回卸売市場経営プラン改訂協議会
(パブリックコメント結果の報告及び経営プラン改訂版について検討)
- 5 月 28 日 第 4 回卸売市場機能検討委員会
(パブリックコメント結果の報告及び経営プラン改訂版について了承)

3 川崎市卸売市場経営プラン改訂版とりまとめに当たっての場内事業者ヒアリング意見 (抜粋)

川崎市卸売市場経営プラン改訂版とりまとめに当たって、平成30年9月～10月と平成31年1月中旬の2回に分けて、卸売業者や場内関係団体の代表など、場内事業者を対象にヒアリング及び意見交換を行った。ヒアリングで聞き取った意見のうち、市場のあり方や運営等に関するものを掲載する。

<北部市場>

- ・ 卸売市場経営プランの改訂の方向性については、賛成である。
改訂案の中で、卸売市場を物流拠点として残していくと明言していることは評価している。それを踏まえて、当社としても様々なことを検討していけばよい。
全体的な機能更新に向けた検討がされることによって将来の不安が解消されたと思う。産地の不安も解消できると思う。集荷戦略においても、こういった方針に基づいた方策をとることができるようになる。早期の実現を期待している。
- ・ 産地や実需者からの品質・安全に関する要請が高まっており、市場施設の高度化が遅れることは、場内事業者にとって致命的である。施設整備が先送りされることのないよう要望する。
- ・ 卸売市場の全体的な機能更新が検討されることを歓迎する。各地の市場の中には、場内事業者の意見をあまり聞かなかつたため使い勝手の悪い施設になっているものもある。場内事業者の意見聴取と民間活力の導入についても検討してもらいたい。
- ・ 卸売市場経営プランの改訂案に「一定の公共関与の下の運営」とあり、行政が卸売市場運営から撤退するわけでないことがわかり、安心した。改正卸売市場法施行後も中央卸売市場の認定を受けてもらいたい。
- ・ 卸売市場経営プランの改訂の方向性については賛成であり、市の取組には全面協力していく。その一方、不平等が出ないように留意して頂きたい。景気がよい時も悪い時も、市場関係者がみんなでスクラムを組んで前進する必要がある。
- ・ 最大限民間活力を導入するとあるが、民間事業者による開発・管理であっても、市の関与が必要だと思う。

- ・ 卸売市場経営プランの改訂の方向性については賛成である。市の関与の下で公平な運営をお願いするとともに、すべての場内事業者がルールを守って営業活動をするよう管理してもらいたい。
- ・ 卸売市場経営プランの改訂の方向性については賛成である。全体的な機能更新については、総論では賛成だが、細かい部分で事業者から様々な意見が出てくると思うので、合意形成が肝要である。

<南部市場>

- ・ 量販店との取引も大切だが、南部市場は卸・仲卸間の協力体制ができており、地域密着という考えを最優先にしていきたい。そうしたことから、市民に親しまれる市場化の推進という方針に賛成する。
- ・ 卸売市場経営プランの改訂の方向性については賛成である。地域密着型の事業展開ができるよう、市としてもやり方を考えて欲しい。
- ・ 卸売市場経営プランの改訂の方向性については問題ない。取引ルールや市場使用料の設定にあたっては公平なものとなるよう配慮してもらいたい。
- ・ 流通の状況が変わってきているので、根本的に将来の市場のあり方を考えないといけない。市場内業者がお互いに腹を割って話す機会が必要である。卸売市場経営プランの改訂の方向性については問題ない。経営プランが完成し実行する場面では全面的に協力したい。
- ・ 改訂した卸売市場経営プランが「絵に描いた餅」にならないよう、開設者にはしっかりと施策を推進してもらいたい。
- ・ 卸売市場経営プランの改訂の方向性について了解した。南部市場は大ロットにも対応しながら、市民に親しまれる地域密着型の市場にしたいと思っており、改訂プランもこの内容で進めてもらえばよい。

川崎市卸売市場経営プラン改訂版

令和元年（2019）年 6 月

発行：川崎市経済労働局北部市場管理課

〒216-8522 川崎市宮前区水沢 1-1-1

電話 044-975-2211 FAX 044-975-2242

E-mail 28hokan@city.kawasaki.jp